

協働環境委員会会議録

令和元年 8 月 8 日（木）

（開 会） 10：07

（閉 会） 15：12

【 案 件 】

1. 公共交通・お出かけ支援について
2. 健康づくりについて

【 報告事項 】

1. 白旗山におけるメガソーラー開発について
2. 令和元年台風 5 号に伴う大雨による被害状況等について

○委員長

ただいまから協働環境委員会を開会いたします。「公共交通・お出かけ支援について」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

○地域振興課長

コミュニティ交通の運行及び利用状況について、ご報告いたします。まず 1 ページ目から説明させていただきます。①予約乗り合いタクシーの概要について、アから説明いたします。運行方法は区域運行型、デマンド型でございます。運行地区は市内 8 地区、車両台数は合計 11 台を使用しています。運行日は平日のみ運行で、運行時間は 8 時から 17 時、1 台のみで運行している地区では、途中で 1 時間の休憩時間があります。運賃は 300 円で、障害者手帳所持者は 100 円割引でございます。

次に、コミュニティバスでございます。定時定路線型運行を行い、運行路線は穎田・飯塚線、庄内・飯塚線、筑穂・飯塚線、高田・鎮西線の 4 路線、運行日は平日のみ運行、運行時間はおおむね 8 時 30 分から 17 時 30 分で、6 便の 3 往復、または 7 便の 3.5 往復になります。運賃は 200 円で、障害者手帳所持者は 100 円割引でございます。

次に、利用者につきまして説明いたします。予約乗り合いタクシー、コミュニティバス、それらを合わせたコミュニティ交通の合計利用者数の年次推移を記載しております。平成 30 年度につきましては 7 万 4 6 5 5 人となっております。前年度と比べまして 7 1 3 7 人の増でございました。

資料の 2 ページをお願いします。（2）予約乗り合いタクシーの利用状況につきまして、ご説明いたします。上段の 1 に、市全体の利用者数、1 日平均利用者数、利用者登録者数累計の年次推移を記載しております。平成 30 年度の利用者につきましては、年間で 4 万 6 5 3 6 人となっております。前年度と比べまして 2 2 8 5 人の増、1 日平均で 1 9 3.1 人となっております。前年度と比べまして 1 0.2 人の増となっております。2 の中段、下段には、地区別の利用者数等の平成 30 年度と本年 6 月末までの実績を記載しております。

資料の 3 ページをお願いします。（3）コミュニティバスの利用状況につきまして、説明させていただきます。上段の（1）に、市全体利用者数、1 日平均利用者数の年次推移を記載しております。平成 30 年度につきましては、年間で 2 万 8 1 1 9 人となっております。前年度と比べまして 4 8 5 2 人の増、1 日平均で 1 1 6.7 人となっております。前年度と比べまして 2 0.5 人の増でございました。下段の（2）には、路線別の利用者数を記載しております。

それでは、資料 4 ページ目をお願いいたします。「JR 九州バス直方線の廃止に伴う宮若市とのコミュニティバスバスの共同運行について」説明させていただきます。本年 10 月 1 日に廃止となる JR 九州バス直方線の代替交通機関として、宮若市と本市との共同運営によるコミ

ユニティバスの運行を行いますので、その概要について説明いたします。運行開始は本年10月1日で、令和4年9月30日までの3年間を予定しております。事業運営方法ですが、宮若市が運営主体となり、運行業者と契約を締結し、飯塚市は宮若市に負担金を支払います。25人乗りのマイクロバスを予定しており、定時定路線にて、現在のJR九州バス直方線と同経路を運行します。バス停につきましては、幸袋公民館前バス停までは同じバス停で停車しますが、それ以降の新飯塚方面のバス停につきましては、民間路線バスとの競合を避けるため、吉原町、飯塚病院前、新飯塚駅のみでの停車となります。運行回数は平日5往復、土日祝日3往復で、運賃は現在のJR九州バス運賃と同額運賃設定となっております。費用負担につきましては、運行経費から運賃収入を差し引き、運行距離等をもとに飯塚市3分の1、宮若市3分の2の割合で按分いたします。福岡県生活交通確保対策補助金の活用を行う予定でございます。以上で説明を終わります。

○まちづくり推進課長

引き続き、「お出かけ支援」につきましてご説明いたします。買い物支援対策事業、買い物ワゴンの運行及び利用状況について、2019年、令和元年6月末現在の資料に基づき、ご説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。まず、(1)2019年度、令和元年度の運行概要についてご説明いたします。ア、イの運行方法につきましては、各まちづくり協議会による事業運営、各まちづくり協議会がワゴン所有のタクシー業者と運行業務を委託しております。10人乗りワゴン車両を用いた定時定路線型運行でございます。次に、ウ、運行地区につきましては、市内7地区、飯塚東、鯉田、幸袋、穂波、筑穂、庄内、颯田となっております。なお、庄内地区につきましては、8月からの運行となっております。次にエ、運行期間、運行日数等は表にお示ししておりますとおり飯塚東地区から颯田地区まで7地区におきまして、運行期間は6カ月間から12カ月間となっております。運行実施日は毎週土曜日運行が5地区、毎週水曜日運行が1地区であり、筑穂地区が3ルートで毎週月曜日、火曜日、木曜日の運行となっております。運行時間はそれぞれ7地区におきまして、朝7時台から夕方16時台までとなっております。運行予定日数につきましては、各地区でルートごとに20日から52日となっております。運行ルート数につきましては1ルートから6ルートとなっております。運行車両台数につきましては、各運行ルートでそれぞれ1台となっております。次に、オ、利用者運賃でございますが、利用者運賃につきましては無料でございます。また、運行経費につきましては、飯塚市まちづくり協議会買い物対策事業費補助金を活用しております。

資料の2ページをお願いいたします。(2)利用者数につきましては、平成27年度に鯉田地区から運行を始め、利用者数147人、平成28年度は、同じく鯉田地区が運行を行い、利用者数は461人、平成29年度には鯉田地区、筑穂地区が運行を行い、利用者数合計で755人、また平成30年度からは、飯塚東、鯉田、幸袋、穂波、筑穂、庄内、颯田地区の7地区が運行し、利用者数合計で5416人となっております。また本年度は、6月末までの利用者数が2359人となっております。次に、月別利用者状況につきましては、昨年度の実績と今年度6月末までの比較を行っております。表の真ん中の1日平均利用者数を見ていただきますと、おおむね増加傾向にあり、一番下の表の右端の合計で見ますと、1日平均利用者数としましては、全体平均が5人ほど増加しております。今後も買い物支援対策事業の運行及び利用状況についての的確に把握し、検証を行いながら、閉会中の本委員会でご報告、ご説明させていただきます。以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

資料の提出をいただきましたが、残念ながら、この資料では、公共交通・お出かけ支援を検討するに十分であると考えられません。まず市が公共交通を検討するに当たり、どのように取り組んできたのか。また、今後どのようにするつもりなのかということが見える資料、そしてまた基礎数字としてどのようなものがあるのか、どの点を課題として認識しているのか。それに対し、どなたと、どのように協議してきたのか、またするつもりなのか。そういった資料を提出していただきたいと思います。今回でなくても結構ですので、一部の資料は、以前の決算委員会であったりとか、予算委員会とかで出ているかもしれないけれども、私どももそうなんだけれど、傍聴者の方々にしてみれば、一緒にないことにはわからないわけですよ。どんな状況で、何が課題で、どうやって検討しているのか。やはりそういった部分をきちんと整理していただいて、資料としてまず提出していただきたい。あわせて、地域公共交通会議をやっていますよね。会議録を見ようとしても、ネットで見ると、ここ数回分の議事録が上がっているだけなんです。回数で言うと、26回、48回とかそのぐらいの回数ですよ。そしたら、その経緯を見ようと思っても、最近の分の議事録だけで、資料がなかったら見えないので、それもあわせて資料を整理して、提出していただきたいと思っております。委員長において、お取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま江口委員から要求がっております資料は、次回の委員会での提出はできますか。

○地域振興課長

準備させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま江口委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、次回の委員会で執行部に資料の提出を求めます。ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

手元にある資料の中でお聞きいたします。JRバスの代替に関してなんですが、運行路線図を見ると、今までの路線の中で停車していたところで飛ばすところがございますよね。乗られる方からしてみれば、ここを飛ばされるのって不便だよと思うわけなんです。これ、実際には運賃をもらってやるわけですよ。ということは事業者としてやるわけでしょう。ではないんですかね。そしたら、ここ停まれるようにならないのかなと思うんですが、その点はいかがですか。

○地域振興課長

コミュニティバスに関しましては、民間交通事業を補完する交通事業を運営するものでございますので、当該区間におきましては、民間路線バスが運行しておりますので、バス停を設置しておりません。確かに委員が言われるように、不便性もあるかもしれませんが、現在、民間路線バスが通っておりますので、そこは地域とも十分ちょっと協議はした中で、こういう形でさせていただいているところでございます。

○江口委員

民間路線バスの競合を避けるというのはわからなくはないんですが、もともとJRバスがやっていたところですよ。そこがあくわけでしょう。ここを降りて、その民間路線バスに乗ったときに、料金を払わなくていいかということ、そうではないわけでしょう、当然のことながら。そうすると、利用者からしてみれば、高くなる、ないし歩く距離が長くなるわけですよ。現実に運行する側からしてみても、例えば、水江で降りたいと思っていたと。そういったお客様

の場合、幸袋交流センター前で降りなくてはならないわけでしょう。もしくは吉原町まで行って戻るかね。料金から考えると、先に行って戻るということよりも、手前で降りるという形になりますよね。事業者からしてみても、水江までの料金ももらえたはずなのに、そこはロスするわけですよね。お客様も事業者もウィンウィンではなくて、その逆ですよね。ここは競合するのは避けるという意識はわかるんだけど、法的に言って、これは停まってはいけないのか。料金を取っていいのか悪いのか、法的にはどちらになりますか。

○地域振興課長

法的な規定はございません。

○江口委員

であるならば、再度検討していただきたいと思うんです。どちらにしてみても、10月からということでありまして、当然のことながら、まだ予算措置もされてないというふうなことだと思うんですよね。当然、9月補正であがってくるんでしょう。まず、ちょっとその確認からします。

○地域振興課長

9月補正で、債務負担行為であげる予定でございます。

○江口委員

であるならば、なおのことまだ検討段階ということですので、ほかの事業者さんにしてみても、ある意味、わざわざ新しく路線をつくったというわけではない、もともとあった、JRさんが走っていたところを、JRさんがもう運行停止するのでかわりにやるということなので、ということなんかを考えると、うんと言いやすい場所だと思うんです。そこに関しては、きちんと市として頑張ってもらわないと、地域の方々にしてみれば、二重に料金を払う形であったりとか、それに歩く距離が長くなることだと思うんです。これについて、再度、協議をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○地域振興課長

本年度につきましては、既に宮若市のほうとも協議をして、今の状況となっておりますので、言われることは、我々のほうも従前につかんでおりまして、そういったところも含めて、今言われたようなことも地域のほうからも、同じご意見がありまして、そこは説明申し上げましたように、民間路線バスの他事業者を考えまして、本当にこのような状況になったということでございますので、ここについては、ひとまずこのような状況で進めさせていただきたいと考えております。

○江口委員

まだ時間あるわけでしょう。今年度と言いましたけど、今年度まだ半年あるわけです。10月からスタートしても、半年間ずっとほったらかしておくつもりですか。現状において、これは国交省への届け出が必要な部分になりますかね。そのあたりはどうなりますか。

○地域振興課長

運行事業者のほうで、国土交通省のほうに手続を踏むような内容になります。

○江口委員

それは済んでいるということですか。

○地域振興課長

今からでございます。

○江口委員

であるならば、まだ変えられるということですよ。宮若のほうとも再度協議をして、やるべきであると考えます。その点、副市長いかがでしょうか。

○地域振興課長

コミュニティバスというのは、あくまでも空白地域を補完する事業ということで考えており

ますので、現時点で民間事業者が運行しておりますので、そこはご理解いただきたいというふうに考えております。

○江口委員

だったら、そのことを言うんだったら、路線図で言う幸袋交流センター前で止まればいいじゃないですか。そういう話になりますよね。止まればというか、そこまでで路線を打ち切れればいいじゃないかという話でしょう。実際には、新飯塚駅まで延ばすわけでしょう。空白地域じゃないわけですよ。だけれども、乗られる方々の利便性を考えると、妥当だと思うからやるわけでしょう。実際通っているわけですよ。降りられるでしょう。今の理由、理屈は、ちょっと成り立たないと思うんです。なので、改めて、できることであるので、ぜひやっていただきたいと思うんです。副市長、検討願えますか。

○市民協働部長

今質問委員のおっしゃることというのも、私どもも十分わかっておりまして、地元の協議等もさせていただいております。ただ、コミュニティバスというのは、先ほども課長が言いましたように、基本は民間バスを補完する事業、これは公営企業ではございません。飯塚市が営む企業ではございませんので、あくまでも民間事業者を補完する、いわゆるフィーダー系、基幹系の枝のバスということでございますので、これはここだけではございません。民間事業者が走っている路線については、できるだけ優先して民間事業者のほうにお任せする。そして、あくまでもコミュニティバスは補完するという考え方を持っておりますので、そこについては、ご理解をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○江口委員

乗られる方からしてみれば、そういった選択、そういったことは考えられないわけです。補完するだけでやるんだったら、空白地域でないところは、当然のことながら運行すべきでないという話にしかならないですよ。新飯塚から吉原町はどのくらい走っていますか。現実には、地域の方々との協議は済んでいると言ったけれど、地域の方々に、法の上ではやれるんだけど、という話とかは、当然のことながらされておられないと思います。実際に路線があって、動いていて、やるべきだと思います。

○まちづくり推進課長

質問委員が言われていますことに関しましては、幸袋地区で別途そういう検討会が立ち上がりまして、当然、商工観光課を含めて、我々所管課がお話をさせていただいております。当然、今質問委員言われますようなご意見もいただきました。しかしながら先ほどから申しますように、この路線につきましては、従前JRバスが停まっていた停留所と言いますか、西鉄バス小竹・天道線が重複して運行しておりまして、その当該路線につきましては、本市につきましても赤字補てんをしている路線でございます。そういう観点もありまして、幸袋地域の方にも、ご説明をさせていただきまして、西鉄バスの今後の撤退とか、そういう部分を視野に入れた中で、この分につきましては、ご理解をお願いしたいという形で、当然、宮若市の協議の中でも、吉原町、飯塚病院前、新飯塚駅のバス停という形で、協議が整っておりますので、また西鉄バス筑豊営業所につきましても、そういうお話をさせていただいている状況でございますので、今年度につきましては、そういう形で、地域の意見も踏まえた上で、最終的な結論を出している状況でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○吉松委員

副委員長の発言がいいということなので、コミュニティ交通運行の利用状況という資料の中の2ページの(2)地域別の利用状況というのがございますけれども、この中で1日の利用者数というところで、各地区あるんですけれども、その中で筑穂地区というのが突出して多い。

51. 7人/日と、非常に他の地区に比べて、この利用状況が多いということは、どういう理由であるとお考えでしょうか。

○地域振興課長

筑穂地区につきましては、民間の交通関係の事業者がおりません、そういったバスが走っておりませんので、ここに集中しているというふうに考えております。

○吉松委員

はい、そのとおり。民間のバスが走っていない。いろんな要素がありますけども、要するにこれだけ突出して多いということは、便利が悪いという証拠だと思います。こういう数字を、しっかり見つめながら、今後の対策を進めていただきたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○鯉川委員

さっき、江口議員が質問されていた分で、本当に素朴な疑問でわからないところがあるから教えていただきたいんですけども、今度JRバスが廃止される路線で、赤で書いてあるところは、そのまま生かす、補完の意味から残すということで申し上げられましたけれども、これ、青のところはバス停がなくなるということで、この青の部分はJRのほかに何が、今、西鉄さんが通っているわけですね。赤の部分というのは、もう西鉄さんは通らないわけですね。そしたら、片島から新飯塚の部分は西鉄さんは通っているんですか。それと、地元の方に説明したということを説明されたとおっしゃいますけれども、片島とか川津地区でも説明会というのが開かれたんですか。

○地域振興課長

こちらのほうではなくて、赤字補てんの関係が商工観光課になりますので、わかる範囲でお答えさせていただきますけども、商工観光課のほうで、立岩地区及び片島地区で、経過報告等、そういった協議というか、地元に対しての説明をしているというふうなことでございます。

○鯉川委員

地元は誰が出席されたんですか。

○地域振興課長

自治会長会で説明をさせていただいております。

○鯉川委員

自治会長会から何も出なかったのですか。

○地域振興課長

特にないと聞いております。

○鯉川委員

江口議員も言われていましたけれど、新飯塚から吉原町は同じように西鉄が通っているのに、補完の意味の立場からしたら、ここはそのまま生かすと。片島の部分と水江の部分は止めると。そこら辺の差異、差別というのは何で出てくるんですか。

○地域振興課長

吉原町、飯塚病院、新飯塚駅のバス停のみ降りるということでございますが、これは宮若市の利用者のほうからの移動ということが目的ということで考えておりますので、そのような形で、宮若市の方が、特に吉原町のバスターミナル、飯塚病院前、新飯塚駅ということで降ろしていただきたいということは、宮若市から強い希望がございましたので、そこは、共同運行ということで、宮若市からの希望によってということでございます。

○鯉川委員

補完の意味合いであっても、地元から強い要望があれば、また復活するという認識してよろしいですか。

○市民協働部長

申しわけございません。ここだけがなぜバス停として生きているかということでございますが、ここについては、もう降りるためのバス、逆に言えば、こちらから来た場合はですね。

(発言する者あり) これについては、もちろん宮若市と協議をしながら、そして今言いましたように、地元、それから西鉄さんとも協議しながら決めてきたということでございますので、今、強い要望というか、それはもう協議の中でそういう話し合いの中で決めてきたというご理解をお願いしたいと思います。

○鯉川委員

すみません、意味合いがちょっとわかりません。強い要望があったから、ここを降車駅として残したとおっしゃったから。自治会長会でお話をされたと言われましたけれども、はっきり言って地元の自治会長さんには悪いですけど、自治会長さんの意見であって、皆さんほとんど知らないと思うんですよ。そこら辺というのは、話が知れ渡ったときに、話が上がってきて、できれば、ぜひとも生かしてほしいというような話があって、強い要望があったときに、また復活できるのかというお話をしているんです。強い要望があったから、吉原町と飯塚病院前と新飯塚駅を生かしたとおっしゃったからですね。

○地域振興課長

強い要望という言葉が、ちょっと私のほうで委員のほうに誤解を与えてしまいましたけれども、宮若市のほうとの協議の中で、特に宮若市の方の移動先が吉原町、新飯塚駅前、それから飯塚病院ということでございましたので、そういう意味で降車のみそこでさせていただくというふうな説明でございます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:38

再 開 10:42

委員会を再開いたします。

○鯉川委員

先ほどの説明を聞いていますと、どこまでが地元の方が知り得ているのか、浸透しているのかというのがはっきりわかりませんので、そこら辺も十分にもう一度精査していただきたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

私は昨年12月14日に一般質問で、当時は買い物支援ワゴンということで質問したと思います。昨年は市内8地域で動いていたんですけど、期間限定という状況でした。それで私は1年間のうち、1カ月とか2カ月とかの運行ではなく、希望のある地域には希望の回数だけ、1年、12カ月間運航できるよう速やかに財政措置をとる必要があると求めたわけですね。これに対して担当部長が、地域の方々ができるだけ年間を通じて利用、試行できる形で運行するというふうに答えられたわけです。先ほどのまちづくり推進課長の説明では、資料もありますけれど、ことしそのとおりになっているところが、運行している7つのうち、1年、12カ月という運行状態になっているのが4つあるわけですね。なっていないのが、穂波が10カ月、筑穂が1カ月、庄内が8カ月という数字になっています。それで、筑穂は9月から再開予定とも書いているんですけども、この筑穂についてどういう経過があるのか、お尋ねします。

○まちづくり推進課長

筑穂地区は資料にお示しさせていただいていますとおり、今年度につきましては4月に1カ月間、これは昨年度2月、3月に試行を行いまして、引き続き4月に1カ月間やったという形

の状況でございます。この筑穂の状況につきましては、所管事務調査のときもお答えさせていただきましたけれども、地域のまちづくり協議会、自治会長さんを中心にルートの設定について不備がある点とか、そういう部分を見直していきたいというご要望、ご意見をいただきまして、当然、先ほど質問委員が言われましたように、継続して運行しながら見直していくというお話もさせていただいております。そうした状況の中でも、やはりルートを見直すまでは、一旦休止するという選択肢が一番望ましいんじゃないかという結論に至りまして、ここに書いています、もう8月に入りましたので、9月から再開予定という形で、今先ほど申しました自治会長さん等のご意見を最終的にはまた集約いたしまして、早急に再開をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○川上委員

9月再開というのは、予定ということなんだけど、9月のいつごろからなんですか。

○まちづくり推進課長

9月から再開するとしますと、住民の方への周知期間等を含めまして、最短で考えますと、8月15日の筑穂住民に対しましての全戸配布という形で考えれば、最短で9月1日という形は可能かとは考えております。しかしながら先ほど申しましたように、自治会長さんとか、地域の方のご意見を集約する部分につきましては、若干時間はかかるかと思っております。そういった意味におきまして、先ほども言いましたけれど、4月に運行ルートで試行しました現ルートを、9月からまずそのルートで再開させまして、再開させながら、見直しをかけていくような、そういうなお話を本日、自治会長会がございまして、再度そういうご提案をさせていただきたいというふうに考えております。

○川上委員

要するに、9月から再開予定と書いているけれども、市としてはそういう気持ちだけれど、まちづくり協議会に運行主体になってもらっているんですかね。である以上、市はそういうつもりだけれど、相手のある話だから責任は負えないということになるんじゃないですか。

○まちづくり推進課長

確かに質問委員が言われますとおり、この買い物ワゴンの運行事業につきましては、まちづくり協議会に対しまして、補助金を交付して実施しております。そういった意味で、当然、地域の方のご意向とかご要望、ご意見は、我々まちづくり推進課の職員、交流センターの職員が、全て掌握しまして、なるべく住民の方に寄り添った運行できるような形の部分をお示しさせていくような形の調整は行っております。そういった意味で、地域の方が決めたことに対しては、全く100%、市が強く言えないという状況もあろうかと思っておりますけれど、そこは柔軟に調整をかけていきたいというふうに考えております。また、4月で一旦運行を休止しまして、当初は8月ぐらいから再開予定との情報も与えておりました。そういった意味におきましても、8月に入りまして、筑穂の交流センター、また筑穂支所、本庁のまちづくり推進課のほうにも、いつから再開するんだという住民の方のご意見等もいただいておりますので、そういった点も含めまして、先ほど申しました本日の自治会長会でお話をさせていただきまして、可能限り9月から、4月に試行しました現ルートで、まずは再開させていただきたいという形で考えております。

○川上委員

さっき、JRバス路線の廃止にかかわって、説明を自治会長会でしましたということで、地元の多くは知らないのではないですかという指摘がありました。まちづくり協議会が運行主体なのに、自治会長会で議論をするというのは、どういう筋道ですか。

○まちづくり推進課長

運行主体はまちづくり会議になっておりますが、まちづくり協議会の組織構成としましては、当然、自治会長、それからさまざまな構成団体が入っております。ただ、やはりどこの地区

におきましても、一番身近な住民に直結して関係する方は、自治会長ではないかという形で、我々も考えていますので、なるべく自治会長さんに、自治会の方に、いろいろご意向を確認した上で、それを最終的にはまちづくり協議会の中で申し上げていただきまして、民意を反映させていきたいというふうに考えております。

○川上委員

それはいいんですよ。だけど、市が補助金を出して、民間事業者に運行事業者に委託をしていく主体は、筑穂のまちづくり協議会なんでしょう。そのまちづくり協議会は、どういう議論をする予定なんですか。理事会とか、役員会とかあるでしょう。それはどこで議論する予定になっていますか。

○まちづくり推進課長

組織構成の中でいきますと、役員会。筑穂地区でいきましたら、役員会のメンバー、それから各種団体も入った理事会、そういうメンバーの中で、各自治会から上がってきたご意向とか、そういう部分を確認しまして、最終的には決定するという流れを考えております。

○川上委員

そうすると、市が自治会長会に行つて説明するというのが大事なことと思うけど、まちづくり協議会が主体なんですから、まちづくり協議会が、例えば民生委員協議会とか社会福祉協議会とか、自治会長会に、あるいは直接住民からいろいろ意見を聞いたりということがあってもおかしくないんですけど、そういうことは考えてないんですか。

○まちづくり推進課長

当然、まちづくり協議会の組織の中には質問委員言われますように、民生委員児童委員協議会とか、各種団体が入っております。筑穂地区の一住民からも、そういうご要望とかご意見とかというの、交流センターを通じて話がある状況もございますので、そういうのを相対的に含めまして、自治会から出たご意向、それから、さまざまな意見とか、そういうものも集約いたしまして、新たなルートの設定をしていきたいというふうに考えております。

○川上委員

せっかく予算をつけておるのに、筑穂では、週1回とはいえ、なかったものが動き始めたわけだから、歓迎されたわけですよ。それが新年度始まるとすぐ、5月、6月、7月、8月ストップして9月に動くんじゃないかなとか言われているんだけど、確信はないと。この状況について、市長は、何と言っているんですかね。この5カ月間ストップしている状況について。市長は昨年、地元の方の要望を直接、8月26日に聞いて、しっかり受け止めた、頑張りましょうと。後に、また地元の方と会ったときには、自分は街中に育つて、地域の交通の便の不便さについてよく理解できていないところもあった。予約乗り合いタクシーとコミュニティバスとお出かけ支援ワゴンで何とかなっていると思ってましたというようなことを言われたんですよ。その市長がこの5カ月間、買い物支援ワゴンが急停車して、このことについてどう思っているか、副市長、聞いていますか。

○まちづくり推進課長

今、質問委員が言われます市長の思いにつきましては、当然、地域の方のご意向、そういうことを最大限尊重できるような形の部分については、我々も話をする中で、筑穂地区につきましては、今そういう形で休止状態が4カ月続いておりますが、ほかの地区につきましても、12カ月間実施していない地区もございます。そういった観点から、なるべく地域の方のご意向を尊重した上で、できるだけ買い物ワゴンが運行できるような形の部分という考え方は、当然市長も、そういう考えであると思っております。また利用状況につきましても、やはりそういう部分の検証も昨年度2カ月間、2月、3月した状況と、4月の1か月間した状況も踏まえまして、そういう部分も地域の中でいろいろ新たなルートを選定する上での検討材料としてますので、若干時間はかかったという形は、ちょっと反省している点がございますけど、先ほど

申しましたように、早急にこの分については、筑穂地区も再開してまいりたいという形で考えているところでございます。

○川上委員

先ほど市長と住民の方が会ったのを8月26日かと言いましたけど、29日ですね、私が間違っていました。それで、そのとき市長は、生活支援のお役に立ちたいという言葉も使ったんですよ。それは、お役に立ちたいというのは、応援しますよというニュアンスはもちろんあります。しかし、前後の片峯市長の言葉を考え合わせると、行政が責任を負わないといけないという決意もあるわけですよ。それは、総合計画の立場なんです。民間事業者が撤退する、あるいは持ちこたえられない中で、市のこういう手当は補完という言い方をしているでしょう。しかし住民の移動の権利だとか、交通権という立場から言えば、行政が果たさなければならない仕事だということになるわけですよ、権利だから。何かそういう民間事業者と公的な工業団体の仕事で、あわせて保証していくわけですよ。それは公的保育の考え方と同じですよ。そう考えていったときに、地元の方の要望にできるだけ沿う方向で頑張りたいとかいうのを今ごろ言っているのではどうかなと。そういう発想から言うと、今のような5カ月間、休停車状態が起きるわけですよ。そこで、ちょっと立ち入って聞くと、なぜいったい止まったのかというのを教えてください。

○まちづくり推進課長

4月に運行をして1カ月間したときに、前年度の利用状況、それから運行ルートの設定におきまして、各自治会長からの要望を踏まえて、一旦、運行を休止しているという形で先ほど申しました。この点につきましては、やはり筑穂地区も山間部を抱えて、広い面積を有しております。そういった点で、各31自治会の方々のいろいろな意見とか要望、そういう部分がちょっと適切な言い方がどうかわかりませんが、かみ合わない部分もあったという部分で、先ほど申しましたように、4月の運行ルートを引き続き継承しながら、時間をかけて見直したらいいんじゃないかという話をさせていただいてはいますが、やはりその点につきましては、何自治会かの会長さんが、そういう無駄なことはすべきでないとかいうご意見をいただきまして、最終的には自治会長会総意の中で、一旦休止をしようという形で結論が出た状況でございます。

○川上委員

方針を出しているのは飯塚市でしょう。財政も用意していると。運行主体はまちづくり協議会というのに、自治会長会という構成メンバーが集まっている別の協議機関で、何人かが一遍止めましょうと言ったらストップというのは、説得力に欠ける話なんですよ。飯塚市とまちづくり協議会と利用者の間柄じゃないんですか。もっと言えば、飯塚市が利用者に直接責任を負う関係でしょう。さっき権利と行政の役割との関係では。なのに自治会長会が、しかも、何人かが意見があったから止めましょうということになりましたというのは、副市長、これをどういうふうに思いますか。飯塚市は果たして、地域住民の――。部長、何を言ってるの。今、何をした。何ですか、これは。（発言する者あり）質問中に委員長に何のサインを送っているわけ。（発言する者あり）余計なことよ。委員長が考えるんだから。何で部長が委員長に指示を出すんだ。（発言する者あり）あなたは私の質問を聞く立場だろう。人の質問を聞きながら、委員長に指示を出すような能力があなたにあるわけ。

○委員長

川上委員、続けてください。

○川上委員

だから、副市長、この飯塚市が直接、住民に責任を負うという立場との関係で、今のこの事態、5カ月も放置されているんですよ。筑穂以外にこんなところないでしょう。この事態をどう見ますか。

○まちづくり推進課長

先ほどからご答弁させていただいています、休止につきましては、自治会長さんだけが判断したという形の伝え方になっておりますけど、最終的には自治会長さんのご意向も含めて、当然まちづくり協議会の中の構成メンバーとしては、自治会長さん、自治会が地域に一番身近な構成団体という形の、地縁の団体という形で認識していますので、そういった観点で、一番、住民の声を伝えやすい、挙げやすいような形の部分で、当然自治会長会のご意見を聞いて、そして最終的には質問委員が言われますように、まちづくり協議会が運行主体でございますので、その中で最終決定するという流れになってくるといって考えております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:03

再 開 11:14

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

副市長の答弁からでしょう。

○まちづくり推進課長

先ほどから質問委員が言われますように、まちづくり協議会が運行主体となっております。そういった意味で、先ほど答弁させていただきましたけど、当然流れとしましては、民意を反映させる自治会の方のご意見をお聞きしまして、役員会、常任委員会、最終的に諮っていただいて、最終決定するような手はずで今後も進めてまいりたいと考えています。

○川上委員

じゃあ、やめた理由ですよ。2、3人の自治会長の発言が理由というような説明だったけど、そういう答弁でいいんですか。

○まちづくり推進課長

やめたという形、結果的に4カ月間休止している状況でございますけど、そのときにご意見をいただいたのはルートを早急に見直す中で、最善のルートにしていこうという形の部分で、その調整がおくれたというのが、先ほど申しました反省している点でございますけど、そういうのを含めまして、当然、役員会それから理事会のほうで、最終的には持ち上げて、早期に決定してまいりたいと考えております。

○川上委員

いやだから、自治会長会で何人かの方が、意見は出ますよ、いろいろ。出なきゃだめでしょう、困るでしょう、出るよ。予算を用意しているんだから、当初予算で。それを出さないで、予算あるのに、使わないという決断を、誰がしたのかということになりはしないですか。まちづくり協議会が使わないという判断をするわけ。飯塚市が持っている予算ですよ。議会も承認した予算なんでしょう。予算はある。まちづくり協議会が使わないという決定ができるわけがないでしょう。誰が使わないという決定をしたんですか。運行しないという。

○まちづくり推進課長

最終的に補助金の運営主体につきましては、まちづくり協議会になりますので、先ほど質問委員が言われますように、一部の自治会長が反対したというよりも、繰り返しになりますけど、最善のルートに見直すという部分で一定期間、時間をかけるべきじゃないかという意見を、役員会、理事会でも了承したという形になります。

○川上委員

今、4カ月止めて、5カ月目に入ろうとしているわけだけれども、その間の補助金額は幾らになりますか。

○まちづくり推進課長

概算でございますけど、大体1カ月30万円程度という形で考えております。

○川上委員

そのお金は、既にまちづくり協議会に渡っているわけですか。4カ月分、120万円。それとも飯塚市がまだ交付せずに持っているわけですか。

○まちづくり推進課長

現在、補助金でございますので、4月分についてはもう申請がっておりますけど、その後の再開の分については現在のところ、まだ申請はあっておりません。

○川上委員

結局、まちづくり協議会が自治会長会での意見を考慮して運行を止めると。したがって補助金の交付を申請しないということに、これは毎月毎月そうやってきたわけですか。いつ決めたんですか、それは。もう、当面運行しないというのは。

○まちづくり推進課長

4月は運行しておりましたので、4月の状況を見まして、当然利用状況とか、そういうものを踏まえまして、4月の時点でちょっと5月以降については、一旦休止して、ルートを見直すとか最善の方策をとろうという話になっております。

○川上委員

先ほどから自治会長会と言われるんだけど、いつの自治会長会ですか。

○まちづくり推進課長

私の記憶では、4月は再開しておりましたので、5月以降の運行につきまして、4月の自治会長会の中でそういう形の話があったというふうに記憶しております。

○川上委員

もともと飯塚市が直営で、直で委託することもできるわけですから、タクシー会社とか事業者からね。そうせずに、まちづくり協議会に委託してやっているというのは、運行するかしないかをまちづくり協議会で決めてくれということじゃないでしょう。運行するところが手を挙げてくるわけでしょう。飯塚市が、よりよく住民の要望を反映して、細やかな手だてができるために、まちづくり協議会に補助金を出し、そこが運行主体になるようにという趣旨だと思うんですよ。それがうまくいってるところはそれでいいじゃないですか。それで、地域住民の交通権が確保されるわけだから。全面的ではもちろんありませんけど。ところが、このような形で筑穂で止まるということであれば、これはうまくいっていないということでしょう。このうまくいっていない現状をどう思うかというのを、先ほどから聞いているわけですよ、副市長に。いや、片峯市長に聞くところなんですよ。だから、副市長がどう思うかということを知っているわけですよ。副市長がなぜ答えないのかと。

○副市長

先ほどより課長が答弁しておりますように、自治会というよりも、最終的なまちづくり協議会で決定されたことだと思っております。それで、当然、この4カ月間、8月で4カ月間ですけど、その間、当然まちづくり協議会の中で、どういうやり方がいいのかという協議は当然なされていることと思います。ただ、地域住民のためには、1日でも早く協議会での話し合いを終結させて、よりよい運行、買い物支援ができるように、当然持っていくべき。それに対して、当然担当課のまちづくり推進課、部長、そして私たち、そういうところも一緒になって、早目に解決してくように、また努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○川上委員

それで、飯塚市が地域住民との間で責任を果たしていくという考え方なんです、もともと。まちづくり協議会に補助金を交付して、やってもらうということになっているから、まちづくり推進課が担当しているだけの話でしょう。総合政策課でもいいわけですよ。行革でもいいわけですよ。地域に責任を負う立場の者、あるいは都市基盤にかかわるわけですから、都市基盤

整備にかかわるわけだから、都市建設部でもいいわけですよ。だから、まちづくり協議会にということになっているから、担当課がまちづくり推進課になっているだけでしょう。違うんですかね、違いますか。

○まちづくり推進課長

当然、まちづくり協議会の所管課がまちづくり推進課でございます。この買い物ワゴンの試行につきましては、当然、今コミュニティ交通で、コミバスとか予約乗り合いタクシーも従前からございます。そうした中で、やはり地域運行の部分で、やはり市民のニーズがなかなか反映されない部分があるという観点で、現在、該当地区につきましては、買い物運行で、試行的にしながら、それを検証して、最終的にはコミュニティ交通、飯塚市全般の公共交通をどうあるべきかという形の研究をしてみたいというふうに考えております。

○川上委員

お出かけ支援ワゴンありきでいかないといけないわけでしょう。まず、市が責任持って、運行しますと。それに当たっては、どういう形態がよりよく、きめ細やかなことができるかを考えていくということでしょう。だから、まちづくり協議会が、しませんという選択肢はないわけですよ。しないんだったら、市は別の形で別のスタイルで、住民に責任を負っていかないとけない。別のスタイルで。そのときに、まちづくり協議会の重要な構成メンバーがおるからとはいえ、自治会が、自治会長会で意見が出るのは大事だけど、それが理由で止まってしまうというようなことはありえんでしょう。例えば、副市長、何か公共事業やります。これも公共事業だけど、やりますと。そしたら、この事業を請け負ってくれる人を入札かけたり、プロポーザルをやったりするじゃないですか。じゃあ、あなたお願いしますと。いや内部で意見が出ましたからやめましたと。聞いたことがないでしょう。ところが、筑穂ではそれが起こっているわけですよ。誰の責任なんですか、これは。予算はある。実質4カ月も止まる。5カ月目もわからないというのは、誰の責任なんですか。

○副市長

誰の責任ということでなくて、当然、我々行政としても、地元自治会、まちづくり協議会の中に入り込んで、解決の道を探っていけないといけないと考えております。先ほど答弁いたしましたように、一日も早く再開できるように、先ほど担当課はまちづくり推進課と言いましたけど、どこかが担当しなくちゃいけませんので、組織ですので、それで今まちづくり推進課が担当しておりますので、私たちも一緒になって、十分内容も詳しく聞いて、一日も早く再開できるように、努力してまいります。ご理解をお願いします。

○川上委員

きょう初めてこの問題が明らかになったわけじゃないんですよ。5月からもう明らかになっていて、しかも私、6月5日の所管事務調査でもこの問題を取り上げたじゃないですか。だから、担当課では、もう無理なんですよ。厳しい。このシステムがうまくいっているところはそれでいいんだけど、いっていないなら、誰が責任を負うんですか。やっぱり市長が責任を負わないとだめでしょう。つまり、6月5日の所管事務調査のときも言ったけど、まず、お出かけ支援のワゴンを確保するために、ゆっくり話し合ったらいいじゃないですか。自治会長会でも、まち協でも、民生委員協議会でも、社会福祉協議会でも、地区で話し合ったらいいんですよ。だけど、バスを動かします。そしてやってく中で改善していきましょうということで、何か問題がありますか。だから、市長と副市長、副市長って言う必要はないんだけど、市長の決断の問題なんです、これは最初から。昨年からずっとそうなんです。それが先ほどそういう理由で、担当課になっているところが苦勞して、先に進まない。しかも、担当課の中では、12カ月運航するという決意が固まってないよね。断続的に運行して検証、休んで検証するのかなと思ってましたみたいなこともあるわけですから。だから、市長がやっぱり、きちんと直営、直委託でもやりますよという決断を固めていく必要があると思います。

そこで、休んでいる間、ヒアリングとか、いろんな意見を聞くということだと思うけど、この4カ月、3カ月でもいいけど、5、6、7月、3カ月の間、2、3の自治会長からの意見だけではなくて、一番聞かないといけないが、利用者でしょう。利用している人ですよ、利用していない人じゃなくて。自治会長はあんまり利用していないでしょう。車持っている人が多いでしょうから。本当に困って、利用している人たちが乗ってどうであったか。それがこの3カ月間なくてどうであったか。これをヒアリングしていると思うんだけど、どんな状況ですかね。

○まちづくり推進課長

利用者アンケートと言いますのは、バス、買い物ワゴンに乗ったときに、いろいろそういうことをしている状況は、把握しております。しかしながら、運行を休止したスパンの中の利用者アンケートとかについては、しているという報告を受けておりませんので、その点については、先ほど申しましたように利用状況が、やはりルートによっては、極端に少ない時間帯とか、利用ニーズがないとかいう、そういうデータもございましたので、それも含めまして、1回休止して、そして新たなルートを再構築するという形の部分で、先ほどから申しますように、自治会長さんを含め、まちづくり協議会の方々を中心に、新ルートの構築に向けた調整をする中で、時間がかかったという形で考えております。

○川上委員

副市長、今言おうとしているのは、運行に市が直接、責任を負うということ、さっき言ったでしょう。それと、よりよいものにしていくという意味で、ヒアリングが重要だけど、その対象はまず第一に利用している人ですよ。あるいは、それが止められた人たちなんだけど、これを市が直接責任を負わないといけないんじゃないかということをお願いしたいわけです。それで、筑穂の場合は内野方面を走る桑曲、それから馬敷を含むところを走る上穂波線、それから、大野方面を走る大野線なんだけど、それぞれについてヒアリングをやったのかな。それぞれについて、自治会が幾つあって、利用者はどれぐらいあって、そのうちどれぐらい聞いたかとかいうのがわかりますか。

○まちづくり推進課長

質問委員が言われますように、利用者全てについて、意見を聞いたという認識は私もしておりません。アンケート等で、利用された方のご意見とか、そういう部分は集約しているという形で考えていますけれど、申しわけございませんが、現時点で何人の方の意見を集約してあるという部分では、ちょっと資料を持ち合わせておりません。申しわけございません。

○川上委員

副市長、漫然という言葉があるけど、漫然と時を過ごしてきているわけですよ。そして、利用していた人の喜びだとか、利用できなくなったことの苦しみだとかは、全然把握していない。把握しようとしてもないわけですよ。ここで何がわかるかということ、補完とかいう言葉でサブですよ、みたいなつもりがあったら大間違いだということをお願いしたいんですよ。交通権は基本的人権でしょう。こういう認識になっていますかね。

○まちづくり推進課長

当然、日常生活をおくる上で、特に筑穂地区につきましては、山間部が多い地域でございます。そういった意味で、住民の方がかなり買い物弱者と言いますか、そういう方が多数おられるということは認識しております。そういった意味からも、先ほど申しましたように、昨年度の2月、3月の利用実績、4月の利用実績を踏まえた上で、的確により必要な方にどういう形のルートを設定するかと。そういった部分が、やはり重要なことというふうに考えておりますので、その点については、今後も早急に、その部分を調整をかけていきたいと思っております。

○川上委員

交通権は基本的人権だという認識を共有する必要がある。一旦獲得した基本的人権の権利を、わけがわからないうちに奪われたわけですから、生活ができないという難しいというものもある

んだけど、基本的人権、権利ですからね。これを守りたい、充実していきたいというふうに、飯塚市が思わないといけないと思うんですよ。それで、この交通権については、日本国憲法の中では、どういう位置づけになっていると思われませんか。

○地域振興課長

憲法第13条に基づいた基本的人権の中に含まれるというふうに考えております。

○川上委員

それはあると思いますね。第13条、全て国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福権、幸福追求に対する云々というのがありますよ。云々じゃいかんね。それで、同時に居住、移動に関する権利の問題の規定があるでしょう。その認識はどうですかね。

○地域振興課長

交通政策基本法の中には、国民等の交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが重要であるという認識のもとに、豊かな国民生活の実現等、そういった基本理念が定められています。

○川上委員

平成25年か、それにはそう書いています。私が今認識を問うたのは、交通権という概念がどうか、それは日本国憲法との関係では、由来は個人の尊重、第13条、幸福権の追求ということが一番でしょう。第22条というのがあるわけですよ。世界人権宣言もあるでしょう。こういう天賦のものとして、我々が持っている基本的人権の重要な要素として、この交通権がもともとあってという、それを国が保障しなければならない。地方公共団体も頑張らなくちゃならないということになっているわけですよ。こここのところで、認識を共有しなければ、漫然と時を過ごして、権利を侵し続けていることに気がつかないということになってくるんじゃないか。また、お出かけ支援のことに戻りますけど、運行しているそれぞれについて、委託先及び金額をお尋ねします。

○まちづくり推進課長

まず委託先でございます。飯塚東地区につきましては、安全タクシーさんです。同じく鯉田地区につきましても安全タクシー。幸袋地区が幸袋タクシー。穂波地区が穂波タクシー。筑穂地区が王塚タクシー。庄内地区が庄内観光。鯉田につきましては、安全タクシーと、委託先については、そういうふうな形になっています。また運行経費、運行業務委託料につきましては、飯塚東地区につきましては、今年度156万円、鯉田地区につきましては、約113万円、幸袋地区が約210万円、穂波地区が約203万円、筑穂地区は現在のところ76万円、庄内地区が約103万円、鯉田地区が190万円となっております。

○川上委員

これは、まちづくり協議会は、このタクシー会社、どのタクシー会社を幾らで契約するかというのは、どのようにしてやっていますかね。

○まちづくり推進課長

それぞれの地区で、大体基準的には1回の試算が約4万円。1日当たりの単価が、5900円の8時間という形で、4万7200円。これは一般乗用旅客自動車運送事業の自動認可運賃表単価より試算をしております。1日当たりの単価を乗じて運行日数について、おおむね委託料として反映されている状況でございます。

○川上委員

例えば、飯塚東地区は何者から見積もりをとるんですか。

○まちづくり推進課長

各地区は、ちょっと状況を把握していませんけど、大体、その地区で予約乗り合いタクシーを運行しているタクシー業者のほうに、まずご相談をした上で、見積もりの2者とっているところもあると思いますけど、ちょっとそこら辺の詳細については把握しておりません。ベ-

スになっているのは、各地区予約乗り合いタクシーを運行している事業者、タクシー業者のほうに、おおむねご相談させていただいた上で、最終的には意思決定しているというふうにお聞きしております。

○川上委員

具体的に、あるまちづくり協議会が、どのタクシー会社に相談をして、見積もりをとっているかわからないということなんですね。わからないんだけど、まちづくり協議会が、こことこれだけの契約をしましたと言ったら、その金額を補助金交付申請を出してくるでしょう。そして、156万円でもいいですよ。この156万円、どこと、どこと、どういう見積もりをして、その金額になったのか、積算どうなのかということをお聞きしたいんですかね。

○まちづくり推進課長

当然、補助金申請の受け付けをする段階で、そういった単価の積算等についてはこちらのほうでチェックしております。あくまでも先ほど申しましたように、運輸局の基本単価をベースに、それぞれの地区で会社、運行日数、交渉した形で、委託料の金額を最終的にははじき出しているという形で、考えております。

○川上委員

単価、積算のほうはそういうことで見ているということですね。しかし、どの業者を選ぶかについては、見積もりしたかどうかはわからないわけですね。

○まちづくり推進課長

先ほど申しましたように、1者のところもあるし2者のところもあるかと思しますので、詳細については、その委託基準、委託単価基準につきましては、先ほど申しました運輸省の基準を示させてもらいまして、それに準じて委託契約をしているような状況でございます。

○川上委員

そうすると、単価計算、積算は、国のそれとかがあるからチェックするということなんだけど、見積もりをしたかどうか、何者からとったかわからないという、なんでわからないんですかね。

○まちづくり推進課長

先ほどの繰り返しの答弁になりますけれど、その地区で予約乗り合いタクシーを運行している事業者が地の利も含めまして、一番買い物ワゴンを運行する上においても一番いいんじゃないかという形で、我々は考えております。

○川上委員

答弁を総合すると、1者見積もりをしていますというふうにお聞きするよ。そういうことですかね。

○まちづくり推進課長

最終的には補助金を交付しております関係もございまして、まちづくり協議会の判断でございますけれど、おおむね1者で調整をさせていただいているという形で、認識しております。

○川上委員

それはまちづくり協議会、全部そうなのでしょう。ということは、飯塚市の指導がありますね。飯塚市が、自分の地域を回っている予約乗り合いタクシーの会社に、お出掛け支援も見積もりをとってくださいという指導をしたとしか思えないけど、違いますか。

○まちづくり推進課長

指導という形まではしていませんけれど、先ほど申しましたように、予約乗り合いタクシーの業者が一番精通しているところで、そういうところにはまずはお話をお聞きするという形の部分はお話しております。

○川上委員

予約乗り合いタクシーの分担とお出掛け支援の分担が異なっているところがありますか。

○まちづくり推進課長

地区的には飯塚東地区と筑穂地区でございます。

○川上委員

ここに透明性だとか、入り込む余地があるんですかね。入札は公正にされておるかという、まちづくり協議会として。それはどうやって確保しますか。

○まちづくり推進課長

質問委員が言われますように、透明性の観点とかいう部分は当然あるというふうに思います。先ほど来、繰り返しになりますけれど、最終的にまちづくり協議会のほうで、委託業者を決定しておりますので、先ほども言いました、積算根拠とかそういう基準につきましては、チェックはしておりますけど、それ以外については、まちづくり協議会のほうで最終判断をしているという状況でございます。

○川上委員

もともとこの額だけ見ると、大きな額ではないですよ。市の予算全体から言えば。だから、この問題を考えなくてよいというわけにはいかないですよ。実際に、まちづくり協議会でこの実務に当たっているのは、どういう役職の方がやっているんですか。まちづくり協議会の会長がこういうことをやるんですか。

○まちづくり推進課長

各地区で違いはございますけど、部会とか、部会長を中心に、最終的にはまちづくり協議会の会長まで話しを上げた上で決定しているという形で認識しております。

○川上委員

実際の実務は、大変じゃないんですか。普通に仕事をしている自治会長さんたちがすることとしては。そうでもないんですか。

○まちづくり推進課長

当然、部会長と、まちづくり協議会の中心になる方がいろいろ調整等は行ってますけど、事務的な支援につきましては、各交流センターの係長等が行っております。

○川上委員

係長というのは、まちづくり協議会には係長はいないでしょう。何のことですかね、係長というのは。

○まちづくり推進課長

当然、まちづくり課の交流センターに配置されております職員が、そういう形の事務的な支援についてはお手伝いをさせていただいております。

○川上委員

飯塚市が、こういう発注をする場合は正式の入札のルールがあるでしょう。まちづくり協議会には、入札のルールがあるんですか。

○まちづくり推進課長

まちづくり協議会にはそういうルールというのは、地区によっては、そういう事務決裁規程とか、そういう中でいろいろ決裁権とかされている地区もございますけど、全体的に見たら、そういう分はないという形で認識しております。

○川上委員

そういう公正で透明性のある入札をする規定がないところが多いと言おうかな、そういうまちづくり協議会に、飯塚市は市の方針で補助金を交付するから、それで入札してくださいというふうに言ってるわけでしょう、今。制度的な矛盾が今、何かあらわれたりしていないですか。

○まちづくり推進課長

特に認識はしておりません。

○川上委員

先ほど飯塚市としては、そのエリアで予約乗り合いタクシーを運行しているところにお出かけ支援のことも相談したらどうかというふうに言ったんだけど、飯塚東地区と筑穂地区はそうになっていない。これ、どうしてそうならなかったんですか。

○まちづくり推進課長

飯塚東地区につきましては、各イベントのときに東地区の無料のワゴン車とかを運行している事業者が安全タクシーという形でお聞きしております。また筑穂地区につきましては、桂川タクシー、王塚タクシー、その2社の中で王塚タクシーを選択したという形でお聞きしております。

○川上委員

筑穂は、予約乗り合いタクシーはどこが走っていますかね。

○まちづくり推進課長

庄内観光でございます。

○川上委員

そうすると、飯塚東の場合は無料サービスをしているところが、この156万円の仕事をとったことでしょう、安全タクシーが。そういうことがあるんですかね。市のルールでそういうことがありますかね、普通。役務の提供をするところに入札を優先しますという、そういうことがありますか。

○まちづくり推進課長

市においては、そういうことはないというふうに認識しております。

○川上委員

総合評価方式とかで、何か点数がついたりする仕組みもあるけど、これは関係ないからですね。飯塚市では通用しない役務の提供による仕事の確保ということが、飯塚東のまちづくり協議会の場合はあっているという答弁になっているんですよ。そういうことですか。

○地域振興課長

飯塚東地区の無料というふうに説明があったんですけども、これは飯塚東地区まちづくり協議会が運動会とか文化祭とか、そういうときにまちづくり協議会の予算で、たしかワゴンを安全タクシーさんのほうに、きちんとお金を払って、借り上げて住民の方を輸送しているということ、たまたま東地区のほうで従前から行っていたということを知っております。それと、先ほどの分とは関係がないと思うんですけども、たまたまそういうふうな通常のイベント時に、そういった安全タクシーさんをちゃんとお金を払って、有償で借り上げた安全タクシーさんのほうに見積もりをとった関係上、そちらのほうに、たまたまそのワゴンが決まったんじゃないだろうかというふうにちょっと想定しております。

○川上委員

想定答弁ね。それ撤回しとったほうがいいんじゃないですか、今。

○地域振興課長

その想定は撤回しますけれども、従前からきちんとお金を払って、役務の提供とかいうことをタクシー業者さんが地域にしているわけではございませんで、飯塚東地区は、イベント用のシャトルバスみたいなものを有償で運行していた経緯があるということでございます。

○川上委員

さっきの課長の答弁は撤回するんですかね、どうなるんですか。

○まちづくり推進課長

大変申しわけありません、ちょっと説明不足でした。私もイベントとかをするときに、まちづくり協議会がワゴン車を借上げて委託料を支払いして、そういう実績がある、安全タクシーさんに相談して、最終的にはこの買い物ワゴンも安全タクシーに決まったという形で、ちょっと申しわけありません、ちょっと説明が不足しておりました。

○川上委員

そこで、筑穂地区なんですよ。かみ合っていないんですよ、庄内観光なんですよ。それが、王塚タクシーになっている。予約乗り合いタクシーは庄内観光じゃないですかね。王塚タクシーになっているわけでしょう。これはどうして王塚タクシーになっているんですかね。

○まちづくり推進課長

確かに、予約乗り合いタクシーの受注先、委託先は庄内観光さんになっております。先ほどからお話ししておりますように、まちづくり協議会で最終日には、いろいろタクシー業界のほうにお話をさせていただいて、決めている状況という形で、ご答弁させていただいております。私のほうの上がってきている報告の中で、地元で桂川タクシーさんと王塚タクシーさんがあると。桂川タクシーさんはワゴン車を持っていないということで、王塚タクシーさんのほうにちょっとご相談をさせていただいて、最終的に決定したと確認をしております。

○川上委員

筑穂のまちづくり協議会ないし、自治会長会で飯塚市の事業なのに、なぜ他自治体に本拠を置くタクシー会社に委託してきたのか、今後も続けるつもりかというような意見とかは出てないんですか。

○まちづくり推進課長

筑穂地区におきましては、当然そういうご意見はお聞きしておりません。

○川上委員

副市長、今ずっと聞いてきたのは、何のために聞いてきたのかはわかると思うんですけど、積極的に直営でやるべきだということが、この実態から明らかじゃないかということをお願いいたしますよ。一つは、先ほどは地域の住民の皆さんに基本的人権と言いましたけど、交通権を確保するために、市が直接果たさなければならないということと、それから、このお金の流れからいって、まちづくり協議会にこの補助金の交付を受けて、適正に業者を選び、お金を支出することを押しつける必要があるのかと。それが矛盾が生じてくるのではないかと、もう一つの側面があるのではないかと思うわけですよ。もし万が一、筑穂で今回何か月も止まっていることが、こうしたことに起因するのであれば、とんでもない話ということになるわけですね。副市長、今日は市長はいないんですけど、いいじゃないですか、副市長が責任を負うということだから。直営の方向での見直しを希望するところは、まちづくり協議会で、市が直営でやるという方向に持っていく考えはないですかね。

○市民協働部長

ずっと、今回話を私も聞いておまして、確かにこの買い物ワゴンというものにつきましては、もともとまちづくり協議会などが、地域の実情やニーズ、そういったものを最も把握しているというような中で、一番効率的に、効果的に運行ができるというような判断の中で、まちづくり協議会のほうに、そういった運行をお願いしたという経緯がございます。ただ、きょうの中で、もちろん筑穂の例にありますように、5カ月間の休止というようなことで、これについては、利用をされている方に対しては、非常に大きな迷惑、かつ今も支障が続いているということが実情でございます。そして、この買い物ワゴンの運営費については、市の補助金というような性格がもちろんございます。であれば透明性、公平性、そういった観点からも、当然、市としては補助金が適正に執行されるというようなことを考えていかなければならないということでございますので、あくまでも、まちづくり協議会が主体となって、今後こういう買い物ワゴンを続けていただくためには、市のほうとしても適正に、適切な運行ができるように、一緒に、それこそ市民との協働という観点に基づいてやっていきたいと思っておりますので、どうぞご理解をよろしくお願いいたします。

○川上委員

部長が答弁するのであれば、今までなぜそれができなかったかを聞きたいわけですよ。なぜ

今までそれできなかったんですか。

○市民協働部長

先ほども話しましたように、要はまちづくり協議会のほうが主体的なって、やっていただくというようなことを私どもも考えておりました。そういうことで、今のお話にありますように、うまくいってるところはそれではいいでしょうけれど、今回のようにこういう5カ月間も休止になるというところについては、私どもとしても早く判断をして、状況を確認して、本来、一日でも早く運行再開できるように努力すべきだったと思いますが、それができてなかったことについては深くはおわびいたします。

○川上委員

本筋において、市が責任を負うと。そして、それをよりよくしていくために、いろんな団体、個人の意見を、特に地域に密着した方の意見を聞くのは当たり前で、いいと思うんですよ。それを、さっきの話じゃないけど、市が地元から直接話を聞かないといけないのに、聞きましたという答弁だったでしょう。自治会長に実は言っただけと。横行しているでしょう。今、自治会長に報告して、地元説明が終わったっていう言い方は。市政の各分野で。だから、市が直接責任を負うという角度、住民と協働するというのもそういうことでしょう。市が責任を放棄する、何かそういうふうな受け皿になりにくいような状況の、あるいは性質的に違うところに押しつけていくことは違うでしょうということを言いたいわけですよ。もうこういう問題を自治会長会を押しつけていくと、もう自治会長のなり手なくなりますよ。自治会の弱体化にもつながっていきますよ。自治会の本当に役割が果たせるように、まちづくり推進課を応援しないといけない。次に、コミュニティバスについて、お尋ねをしていきます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12:04

再 開 13:04

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○吉松委員

買い物ワゴンの関連ということで、質問というよりも意見ということで、先ほど来、川上委員が質問されておりましたこと、それから執行部の答弁を聞いておりましたら、やはり利用者の意見が反映されていないのではないかと。まずもって、4カ月以上にわたって運行が中断されたということは、利用者の意見を無視したと言いますか、まだまだ、まちづくり協議会というものがしっかりと機能していないのではなからうかということ想像させられます。そういう中で、これはまちづくり協議会、それから自治会長さんあたりに、実際に乗ってもらってというようなことは、なかなかやっぱりこれも厳しいかと思うんですけども、私も買い物ワゴンに乗りました。乗って初めてわかったことがいっぱいあります。まずもって朝7時はちょっと早いなど。そして少なかった。しかし9時の分は非常にいっぱい。途中で10人になりますと、これはそれ以上乗れませんので、そこで降りてタクシーを利用するというので、私がちょうど乗ったときにも、10人になったんですけど、10人になったら私は利用しているというよりも、これは、ちょっと見ようと思って乗っただけですから、これは降りないかなと思いましたが、そしたら4名の方が、ちょうど最後のスーパーに行く予定だったんですよ。スーパーに行く予定だった方々は、そこで4人降りたほうが、4人降りてタクシーを利用したほうが、早く着くし、まだ停まる場所が何か所もありますけど、そこで私1人ならまたあと1人しか乗れないんですけど、4人降りたら、あと4人乗るスペースが出ると。そういうことが、実際に乗ったらわかるんですね。だからやっぱり、先ほど部長が言われましたように、まちづくり協議会だけではなくて、執行部のほうもしっかりとサポートしていきたい、リードしていきたいというような答弁だったと思うんですけども、そういうことがやっぱり、これ

はやっていたかかないといけないと思います。それで、もう9月には運行再開という予定だそうなんですけれども、15日には全戸配布の予定だと。そう進めばいいということですが、そこでどれだけのものが4カ月の間に集約されたかということは、期待しているところなんですけれども、ひょっとしたらという気持ちが、きょうまた湧いてきたんですが、その中で9月以降の運行を始める場合、これは試行だということだろうと思いますけれども、絶対中断をして見直すというようなことはしていただきたくない。運行しながら見直すべきところは見直していただきたいということです。今のが1件ですね。それからもう一つ、先ほどの質問の中で予算のことが初めて私も知り得たんですけれども、筑穂地区というのは面積が飯塚市の3分の1、めちゃくちゃ広い。それから今、高齢者の免許の返納というようなことが進む中で、地域事情というものがものすごくあります。ましてやコミュニティバスの利用者、筑穂地区が突出していました。あのとき答弁されたように、公共交通がないというような背景がある。だからそういうところなのに、この金額というのが、果たしてこれ、皆さんの買い物支援ということになっているのかということを感じざるを得ません。そこで今、最後に2つ言いました、この意見に対して、副市長、どういうふうに思われますか。

○市民協働部長

買い物支援ワゴンにつきましては、先ほども答弁しましたように、まちづくり協議会を主体として運行しているということをごさいます、なおかつ、試行というような位置づけで運行してるものでもございます。しかしながら、試行ということから言っても、逆に中断するというのは、ちょっと問題があったというふうに思っておりますので、これについては、また地元の方と協議をしながら運行できるように努力してまいりたいというふうに思っております。また、確かに筑穂地区については、面積が広いということで、当然それにかかる経費は多いんじゃないか、より以上必要じゃないかというようなご意見でございます。これにつきましては、本市は買い物ワゴンだけをまち協にお願いして運行してるわけでもございませんので、予約乗り合いタクシー、それからコミュニティバスと、そういったものもございまして、そういったところを踏まえた上で、今後もこの買い物ワゴンの予算規模とか、運行規模、そういったものについても考えてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○吉松委員

利用者の意見というものをしっかり聞いて、やっていただきたいと思っております。終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

コミュニティバスについて、お尋ねします。今、市の基本プランに基づいて3カ年ということで、昨年からはじめて2年目ということです。法律に基づいておるわけですが、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づいての展開ということになっておると思いますが、この法律の基本的な目的についてお尋ねします。

○地域振興課長

目的でございますが、持続可能な地域公共交通網の形成に資するよう、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取り組み及び創意工夫を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的としております。

○川上委員

この中で、国等の努力義務が第4条に示されていて、第3項に市町村は、とあります。飯塚市は、この法に基づいてどういう努力義務が課せられておるのか、お尋ねします。

○地域振興課長

市町村の責務でございますが、公共交通事業者等その他の関係者と協力し、相互に密接な連携を図りつつ、主体的に持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び

再生に取り組むよう努めなければならないというふうになっております。

○川上委員

この間の質疑に対する答弁で、市のコミュニティバスが、民間事業者が何らかの理由で運行できない、撤退しますという場合の補完をやっていますよというふうに答弁があるでしょう。午前中、私は理念の問題を言いましたね、交通権の問題とかね。それから言えば当然のことなんだけれども、この法律に基づいた場合、今言ったような民間事業者がもうできませんから、飯塚市がやってくださいよというようなことを認める組み立てになっていますか。

○地域振興課長

先ほど委員も言われたように補完という言葉が出てきましたが、補完ということでございますので、そういう意味でできるだけのことをやっていくような感じではないかと考えております。

○川上委員

だから、その時代はとっくに過ぎたんじゃないんですかと。この理念そのものは、先ほど、くどいけど交通権の問題があるんだけど、この法によるということになってくれば、何か民間が撤退したら補完します、民間が撤退したら補完しますというようなことでは、既になくなっているのではないかと思うんだけど、その辺どうでしょうか。

○地域振興課長

委員が言われますように補完というふうな言葉に対して、今、議論があっていると思うんですけども、現実問題、乗務員不足や経営不振等によりまして、民間路線バスが撤退、縮小している状況、これは飯塚市だけでなく、全国的にも起こっている状況でございますので、そのようなものについて、行政がまだついていけない状況もございますが、今後、補完というものから、ちょっと若干踏み込んだところの考え方も検討をしなければならないかもしれないというふうなことでございます。

○川上委員

今、大事なところ、副市長は何を言ってるかわかるとは思いますけど、民間が儲からないから撤退します。民間が儲からない分を、以前は税金を出すから、補助金を出すから、小竹線とか、八木山峠越えた篠栗町まで運行を維持してくださいよというのもやってきました。でももうそれも嫌だと、運転士もいないしということかわかりませんが、とにかく不採算部門、赤字部門は撤退しますと。もう、撤退すると決めたら撤退するわけですからね。27番とか28番とかそういうことでしょうか。縮小もあるけど。そうなってくると、そこを追いかけて補完するという考え方の時代は、もう終わってるんじゃないかと。もともとの理念と、この法律によって、こう書いているでしょう。市町村は、公共交通事業者等その他の関係者と協力し、相互に密接な連携を図りつつ、主体的に持続可能な地域公共交通網の形成に資する云々と書いているわけですよ。だから、この事業者と言った場合は、我々の目の前には、JR九州あり、西鉄があり、そしてタクシー業界もあるんだけど、この中で特に私たち飯塚市が、JRと西鉄に撤退されるなら仕方がないですね。私のほうで埋められる分はできる限りのことをしましょうみたいなことではない状況に、今なっているということを言いたいわけですよ。だから西鉄は、要は赤字だから撤退しますよと、西鉄筑豊か。それに撤退してもらったら困るというようなことも言っていないといけないということが、この中にあると思うわけですよ。西鉄は全体として赤字というわけじゃないんですからね。グループ全体では。だから西鉄は、地域公共交通事業者でしょう。だからそこに、全体で見れば赤字ではないわけだからね、赤字であってもですよ、たとえ、撤退しますよ、ああそうですか、では飯塚市が財政能力の範囲の中でどうかしようというの、もう卒業してもらったほうがいい。西鉄には、ちょっと待てと言うし、JR九州でも、九郎原駅とか普通列車をろくに停めもしないのに、バス部門赤字だから撤退しますよとか、はい、そうですかという話じゃないと思うわけですよ。そこのところの心構えを持って

おかないと、そうですか、どうでしょうかね、みたいな話では話ができないんじゃないかと、この法との関係で言えば。そこのところの認識をちょっとお伺いします。

○市民協働部長

おっしゃるように、民間のバス事業者が赤字もしくは人手不足の中で撤退するということがなったら、全てコミュニティバスで補完するということは、もちろんできませんと言うか、もうまず無理だというふうに思っております。今おっしゃるのは、多分その撤退をする前作業として、行政として何をしているんですかというような問いかなと思いますが、これについてはすみません、赤字路線対策とかバス事業の運営関係については経済部のほうで所管をしているということでございますので、私どものほうで、完全に西鉄バスさんとかJR九州さんと路線を維持したり、例えば減便したりするときの協議について、私どものほうが直接担当として協議しておりませんので、知っている範囲でしかお答えできないんですが、それでもよろしいでしょうか。例えば、今回のJR九州の分につきましても、実際にすぐ路線廃止ということではございませんで、その前段としては、県の公共交通の会議に民間事業者のほうからまず申し出をして、県が事務局となって、その地域の行政とか、それから交通事業者と協議をして、どういふ対応があるかという協議をされます。その協議の結果、最終的にそれでも、まずは例えば、赤字補てんの問題もありますし、減便という対応ができるかというようなものもございませぬ。その結果、それでももう対応ができないということで廃止となった場合に、その次のステップとして、私どものほうがでは代替交通としてどういふ対応ができるかというようなことを検討していくということになります。今回のJR九州の場合が、今回報告した内容で、その結果、もうJR九州は廃止しますということですので、それを受けて市として宮若市さんと協働して、こういうふうなことでやりますという形でございますので、流れとしてはそういうふうな形で、事業者がもうやめますよと言ったから、はい、そうですかということではない、そういうステップを踏んだ上で、ちゃんと取り組みはやっているということでございます。

○川上委員

現実的には、はい、そうですかになっているわけでしょう。大体、28番系統の廃止のときに27番系統の縮小、縮小ということは、その分だけは廃止というんですからね。このときに、福岡県から、ここに事務局がやってきて、あなた方もおったんじゃないんですか。関係自治体のメンバーと西鉄、その他の事業者がいましたよ。傍聴しようとする、傍聴を認められないというわけですよ。なぜ傍聴を認めないのかと聞いたら、わかりませんと言ったんですよ。傍聴できるはずだと言ったわけです。そしたら、調べますと言って、それから県庁に連絡をとったんですよ、担当者が。公開なんだけど、非公開にできるということなんですよ。裁判と一緒に秘密会ができますよという規定なんです。だから、秘密会に今からしますと言ったわけです。結論から言えば、飯塚市の代表も含めて、私には傍聴させないという方向に手を挙げたんですよ。非常に残念でしたよ。飯塚市の担当者も飯塚市議会議員の傍聴を認めないという方向で手を挙げたんだから。しかし、先に考えてみたらいいと思うんだけど、傍聴できるのに、市議会議員が来ても傍聴できません、帰ってくださいと言うんですよ。それ、おかしいでしょうと言われたら、問い合わせ、30分くらい問い合わせしましたよ。いや、実はできましたというわけでしょう。市議会議員でもこうですから、住民の意見とか、あるいは周知とかいうのは全然考えてないわけですよ、福岡県は。なぜ福岡県がそうかという、事業者の都合です。そこで、あなた方は、ああ、そうですかと言ってるわけじゃなくてということなら、西鉄がグループ全体で収支がどうなっているのかとか、把握していないと争えないでしょう。ここでこれだけ黒字があるのに、筑豊だけとって赤字ですから、さよならとか言っているんですかというふうに争わないといかんでしょう。そういう状況とかいうのは、JR九州も含めて把握しているんですかね。

○委員長

川上委員、ただいまの質問につきましては、公共交通という面では理解はできますけれども、民間路線バスの運行については、経済部の所管の内容となっております。本委員会では、民間バス等の路線の補完手段として公共交通やお出かけ支援が充実されるような審査をすることが目的でございます。ただいまの質問、質疑は本委員会の審査範囲外に及ぶと思われまので、要望にとどめていただきますようお願いいたします。

○川上委員

えらくスムーズに私の質問を止めるじゃないですか。用意しとった。けしからん。それで、何で今のが経済部になるわけですか。この公共交通網形成にかかわる仕事をしているんでしょう。その質問なんです。だから、これはもう委員長に言うしかないよね。委員長が今言われたこととは、かわりがない質問だと思いますけど。証文を出す場面、間違ったんじゃないですか。私の質問は、あなたが言ったことには入らないと思いますけど。

○委員長

改めて、質疑をお願いします。

○川上委員

ということで、西鉄グループ全体、それからJR九州グループ全体の経営状況などについて、もう共用問題として、把握しとかないといけない。把握しているかということ聞いてるわけです。

○地域振興課長

把握しておりません。

○川上委員

どうして把握してないんですかね。

○地域振興課長

情報収集不足でございます。

○川上委員

そうではないんですよ。あなた方には、この法律、理念のことはくどいけど、理念、それから法律に基づいて、対等にこの民間事業者と話す立場があるわけですよ。この立場がわからないから、民間が出ていくといたら埋めるだけ、埋めれるだけ埋めますと。埋め切れなかったら、住民の皆さんごめんなさいと言うんじゃないと。相手ときちんと話すためには、どれだけの収支状況があるのかとか知っておけば話ができるでしょう。運転手が不足ですとか言いますよね。運転手の全体状況を把握してますか、西鉄の。全体状況は、どんなふうですか。

○地域振興課長

西鉄バス筑豊のほうから運転士不足という話は聞いておりますが、グループ全体の運転士の状況は把握しておりません。

○川上委員

だからね、今言った立場をきちんと考えれば、運転士不足とか言っているけど本当かなど。本当のようにも見えるし、でも実態どうなんだろうと。運転士不足の原因はわからないでしょう。だとすれば、本当はわかっているかな。だから経営の問題とか、言っている理由、事情が本当のことかどうか、つかまないとことになってきたら、その言いなりでしかないわけでしょう。市民には厳しいのに、大企業には優しいというか、言いなりというようなことじゃ困るでしょう。それで、そこをしっかりと共有できるかなと思うわけですよ。この法律の市町村の義務のところ、努力義務のところ、そういうふう解釈すれば、今後の計画の見直しとか、いろんなことを話し合うのに、強いアイテムを握ることになるでしょう。どうですか、そのように読めますか。

○副市長

先ほど部長が答弁しましたように、公共交通につきましては経済部で行っております。路線

の廃止とか、そういうものについては、県のバス対策協議会を通じて、飯塚市のほうにも問い合わせがあり、地域のバス対策協議会ができます。それにはどうしても経済部が入って審議しておりますので、まちづくり推進課につきましても地域振興課につきましても、一生懸命、職員が頑張っておりますけども、結果が出た後の仕事を今しておりますので、こういうところでなかなか答弁ができないと思っておりますので、そこら辺はご理解いただきたいと思います。

○川上委員

それで、副市長が立たれたわけでしょう。副市長続けましょうよ。それで、今言ったところ、だから、この法律に基づいて仕事をしているわけでしょう。この第4条の3項で、キーワード的に言えば、相互に密接な連携を図りつつ、主体的に持続可能なというようなことなんですよ、市町村の努力義務が。だから連携を図るとは書いているよね。決まったことのとさらいをする、追随、言いなりとか書いていないでしょう。対等の関係になっておるんですよ。民間は、人口もこれからどんどん減っていくんだから、過疎化も進んでいくんだから撤退して当たり前。あとは自治体が何とかできる限りしましょうという趣旨ではないということ、副市長が、押さえていただけるかどうかということだと思えるんですよ。そのように、担当課が筋が違うとおっしゃるんだしたら。そういう点での押さえ方はいいですか。

○副市長

地域の交通手段を確保するというようなことでは、当然赤字だけで廃止しますよということに対して、反対して、もっと努力してくれということ、当然申し上げていかなければならないと考えております。それで今後とも、今言いますようにいろんな課題があります、この交通対策につきましては。当然、担当課を一本化していかなくちゃいけないというような考えも片方では持っておりますので、今後ともそういうことを含めて、このバスの住民の交通手段の確保については、ただ単に廃止しますから、はい、いいですよということではないという立場で、物事を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○川上委員

だから、そのためには相手を知らないといけません。西鉄の、例えばさっき言った情報、経営状況とかマンパワーの状況とか、JRも同じですよ。それはきちんと把握しておかないと話ができない。そこで、当面の問題については、西鉄筑豊は、いつ全面撤退と言い始めるかわからない状況だと、私は思いますけど、そういう認識はないですか。

○市民協働部長

そういう情報については、把握いたしておりません。

○川上委員

その情報があるわけじゃないんですよ。西鉄のこの間の動向から言えば、これからの状況を見たときに、そういうことを言い出す日が来るとは思わないかということを知りたいわけですよ。

○委員長

質疑のほう、深くなりすぎておりますので、現在の今後の課題ということで、本日は課題の提示ということで収めていただきますようお願いいたします。

○川上委員

あなた、きょう何時までに終わろうと思っているわけ。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:33

再 開 13:35

委員会を再開いたします。

○地域振興課長

先ほど質問委員が言われましたように、危機感は十分感じております。

○川上委員

ではJRは、そういう心配はないんですか。

○地域振興課長

ただいまのご質問は鉄道という意味でよろしいでしょうか。現状からしましたら、先ほど申し上げたように、危機感的なものがございます。昨今の社会情勢を見ましたら、危機感を持たざるを得ない状況だと考えております。

○川上委員

だからやっぱり、これは人口が数十年の間には半減していこうという、動向はあるわけだから、そのときに、どう対応できるかということも、もう国のほうは打ち出しているわけでしょう。だから、こちらの心構えを先ほどから言っているとおりですよ。きちんと押さえておく必要があるだろうというように言っているわけですね。そこで、そういう流れの中で、コミュニティバスのことなんだけど、11台走らせているわけだけど、その委託先、金額はどうなっているか、お尋ねします。

○地域振興課長

ただいまの質問は、予約乗り合いタクシー11台のことでよろしいでしょうか。

○川上委員

質問を訂正します。それは予約乗り合いタクシーでしたね。コミュニティバスの委託先、金額をお尋ねします。

○地域振興課長

コミュニティバスにつきまして、4路線ございますので、それぞれ委託先、金額と申し上げたいと思います。颯田・飯塚線でございますが委託先は、誠心物流でございます。金額が1026万7944円、筑穂・飯塚線、誠心物流、1235万239円、庄内・飯塚線、庄内観光、874万4572円、高田・鎮西線、庄内観光、931万6412円でございます。

○川上委員

これ、入札はどうしてますか。

○地域振興課長

プロポーザル方式で業者を選定しております。

○川上委員

これは、一年一年やっているんですか、それとも3年でやっているんですか。プロポーザルはどのようにやったのか、お尋ねします。

○地域振興課長

まず期間でございますが、3年間ということでございます。プロポーザルの実施につきましては、公共交通協議会のほうで、そのプロポーザルの期間を設けまして、そこで、プロポーザルを実施しております。

○川上委員

じゃあ、そのうち、颯田・飯塚線は、応募はどれぐらいあったんですか。

○地域振興課長

2者でございます。

○川上委員

じゃあ、庄内・飯塚線は。

○地域振興課長

2者でございます。

○川上委員

じゃあ、高田・鎮西線及び筑穂・飯塚線についてどうか、お尋ねします。

○地域振興課長

それぞれ、2者ということでございます。

○川上委員

登場する業者の数は何者ですか。

○地域振興課長

2者でございます。

○川上委員

これは入札としては、適正だと思われませんか。

○地域振興課長

特に問題はないと考えております。

○川上委員

問題はあるでしょう。入札したらどうなるんですかね、一般競争入札したら。

○地域振興課長

今回、この選定に関しましては、単なる金額だけではなくて、安全性などを重視して選定をしなければならないので、プロポーザル方式を採用させていただいたということでございます。

○川上委員

では4つの路線について、それぞれ選定理由をお尋ねします。

○地域振興課長

点数での比較によって選定しております。

○川上委員

その点数を聞きましょう。1位と2位に。

○地域振興課長

申しわけございません、本日は手持ち資料がございませんので、申しわけありません。

○川上委員

プロポーザルにしなければならないという理由が安全性というふうに言われたんだけど、一般競争入札だったら安全性が確保できませんか。

○地域振興課長

選定につきましては、国からの指導もありまして、安全性などを含めてプロポーザル方式で選定するというふうな指導があっているということでございます。

○川上委員

それを紹介してください。

○地域振興課長

文書がございますけど、ちょっと今、手元ございません。

○川上委員

それはプロポーザルが望ましいと書いてあるんでしょう。

○地域振興課長

すみません、現時点ちょっと資料がないもんですから、細かなところとか正確なところがちょっと申し上げられませんので、ちょっと確認が必要だと考えます、すみません。

○川上委員

プロポーザルにしなければならないとか書いていないんですよ。書かないんですよ。それは、地域の実情とかを判断する地方公共団体の仕事だからですよ。国が発注するわけではないでしょう。このくらいでしょう。だから、あなた方がプロポーザルが問題がない、いいのであれば、なぜプロポーザルですかと聞かれたら、すばっと答えないといかんでしょう。あなた方がすばっと答えないとこのころに、もう既にプロポーザルの問題があるということになるわけですね。一般競争入札で安全性が確保できないとかあるわけないでしょう。ありますか。

○地域振興課長

総合的な観点から判断しなければなりませんので、プロポーザルというふうなことで、選定させていただきました。

○川上委員

だから条件つけばいいわけじゃないですか、一般競争入札でも。だから、プロポーザルは不透明なベールの向こうで行われている感じなわけですよ。点数とかは何か意味がありますか。何点差だったんですか。答えられないわけでしょう。その点数の差が何の意味があるわけですか。点数が高い方が安全性が高いんですか。一番安全性だとか、サービスの向上ということで言えば、透明性ではないんですか。住民にとって、どの業者がどのようにきちんと選ばれていたのかと、点数とか意味がないでしょう。住民の目から見たときに。そして、2者で2、2、2で、これは事実上の1者入札なんですよ。考えてみたらわかるでしょう。1者入札、一般競争入札はもうやめましたと言ったじゃないですか。やめる理由も述べたでしょう。競争性が働きませんからと。この2、2、2というのは競争なしですよ。事実上。だから、市が一方で否定していることを、ここでやっていることになるわけです。しかもこれは不透明な中でやっているというふうに思うんですよ。きょう資料もないということのようなので、今後引き続き、これについて話し合ひましょう。それで、3カ年プランのうちの2年目ということなんですけど、次の締めが来ますよね。それに向かって運行しながら、見直しもしていくということ。その見直しの準備もするということになってくるんですけれども、スケジュールはどんなふうになっていますか。

○地域振興課長

現在、2年目でございますので、来年の秋ごろをめどに素案を策定するような形になると考えております。

○川上委員

来年の秋はいつごろになりますか。

○地域振興課長

何月ということとはちょっと進捗状況もございますので、ちょっと現時点では何月という部分はちょっと言い切れる状況ではございませんので、申しわけありません。

○川上委員

素案が出ます。半年後から運行になるわけでしょう。来年の秋、素案が出る。その素案はどういう取り扱いになるんですか。

○地域振興課長

その素案をもとに、協議会のほうにかけながら、最終的には令和3年4月の運行に向けて進めていくような形になると思います。

○川上委員

ちょっと、先ほどから言っている法の第7条に沿って説明してもらえますか。

○地域振興課長

当該提案に係る地域公共交通網形成計画の素案を策定して、これを提示しなければならないというふうに第7条第1項では、そのように規定されておりますので、来年の9月に向けての素案策定というふうなことでございます。

○川上委員

副市長が、この関係の担当はもう一本化しようかなと、そういうことも検討したほうがいいとさっき答弁がありましたね。したほうがいい感じ。それで、こう書いているでしょう。地域公共交通網形成計画の作成等の提案と。次に掲げるものは、地方公共団体に対して、今言ったものの作成または変更することを提案することができるとなっているでしょう。これに該当するわけね、今から作業は。次に掲げる者とは何かというと、公共交通事業者と道路管理者、それから港湾管理者、その他と、事業実施者ですよ。それから2つ目は、利用者、地域公共交通

の利用者ですから、市民ですよ。それから、その他利害関係を有するものということになってます。ちなみに、先ほど28番系統、27番系統を扱うときに、住民が陸運局に利害関係者ですということで、意見を募集かけたから意見を出したのに対して、陸運局が利用者は利害関係者ではありませんのと言って、受け付けなかったことがあるんですよ。不当だということで指摘もしたんだけど。だから、今、紹介した立場の人たちは、意見を述べることができるわけですよ。提案することもできる。それがあった場合は、市は基本方針として素案を作成して提示しなければならないということになってるでしょう。ですから、素案作成前に、こういうふうにしたらいいよ、あるいは、こういうふうに変更したほうがいいよということが、法律によって認められているわけです。それもそのはずなんです。素案ができれば、半年後にはもう実施ですから、この素案を何言うか、変えるとかいうのは非常に難しくなってくるわけですよ。結論として貴重なご意見ですから、ありがとうございますとか言うわけね。これは、自治会長でまた報告したら終わりということになりかねないんです、今の状況から言えば。だから言いたいことは、この素案作成に当たって、特に言いたいことは、地域公共交通の利用者、その他の利害関係のある者、人たちに今から素案をつくっていきますよということを周知して、具体的な提案を含めて求めているんですよ、これ。計画の作成または変更を提案することができると言っているわけですから。このことを、地域の皆さんに周知する必要があるんじゃないか。このところで、法律の理解という点で、どうですか、そのところは。

○地域振興課長

この協議会の中に、そういった地域の代表の方も入っておりますし、モニタリング調査とかも、これは利用者だと思われれます。そういったものも意見として反映して、計画をつくるというふうなことで入っておりますので、その辺は、そのような形で進めていきます。

○川上委員

それは、やってください。私が今、法律のことをわざわざ言っているのは、そういうこと、意見を出したり、提案をしたり、変更求めたりすることが素案作成の前に、住民ができるという法律は保障しているということを言っているわけですよ。だから、そのことをきちんと地域の住民の皆さんに、周知する責任がないかということ言っているわけです。今のあなた方の答弁だったら、自治会連合会の代表が何人かおるでしょう、入っていただいていますと。何か別にモニタリングもやりますから、もういいですよというふうに聞こえるわけですよ。それは法の要請に答えていないということを今、反論しているわけですよ。周知して、コミュニティバス利用者が、あるいは利用する立場にある人たちが、みんなあなた方が素案をつくる前に、苦情とか意見も含めて、この中では計画の作成と言っていますから、具体的な提案を、例えば天道駅とか入らないですね、今ね。コミュニティバス入らないでしょう、天道駅。それから浦田駅も入らないでしょう。JRとコミュニティバスが何でつながらないのかなという人がいるわけですよ。九郎原駅も行かない。だから、そういう提案とか意見とか、たくさん出てくると思いますよ。だから、来年の秋に素案をつくりたいというのであれば、それまでに向けて、こういうことができます、してくださいというのを周知して、意見を募集するようにしたらどうかと思うけど、どうですか。

○地域振興課長

委員言われますように、周知については丁寧に行っていきたいというふうに考えます。

○川上委員

今までしたことないわけでしょう。だから、今度やろうというからには、相当な覚悟がないと、しませんよ。副市長、今言ったような法律が認めて、法律が要請していることですから、必ずやる必要があると思います。どういうふうにやってきますか。

○市民協働部長

計画については、今担当の課長のほうが言いましたように、具体的な取り組みについては、

これから考えていきたいと思っておりますけれども、通常、計画策定するときには、パブリックコメントとかそういった手法もございますし、先ほど言いましたように周知については、丁寧に手だてを考えてまいりたいと思っております。

○川上委員

素案が来年の秋、仮に10月とすれば、時間も余りないよね。あなた方にとっては。だからよくわかりませんが、通例だと福岡県かどこかが何か上位的なものを扱って、それが流れてきます。それとの関係で、西鉄だってまだどうするかわからないですからね。そしたら、それに基づいてやると思ったら、もう本当に時間がないでしょう。そうすると、それとかみ合わせるような形になるのか、事前にかかると思うけど、今の段階で、例えば、ことしの秋ぐらいまで一遍、第1次市民意見募集とかいうのをやる必要があるんじゃないかなと思うんですけど、第2次はあると思っておりますよ。素案の前の話、どうですか。

○地域振興課長

現時点でも、こういうふうにとにかくするのは、ちょっとなかなか難しゅうございますが、やっぱり丁寧な対応を行っていくことは考えております。

○川上委員

丁寧な。それで、丁寧なというのであれば、なおのこと午前中やりとりした筑穂だけではありませんけれども、特に筑穂ということなると思うけれど、お出かけ支援ワゴンを利用してよかったねという、それを利用する中でコミュニティバスとの結合とか、JRとの連携とかがどうだとか、それから、できていたのに走らなくなったので大変困っているとかいうのを、このお出かけ支援に関する意見を聞くというのは、今おっしゃった、丁寧にとにかくに該当すると思うけど、かみ合うと思うけど、特に筑穂のほうで路線ごとになるのかもしれないけれども、急いでされませんか。

○まちづくり推進課長

買い物ワゴンの筑穂の件に関しましては、先ほど午前中、答弁させていただきましたけれども、利用者アンケートとかをとっている状況もございます。その後のリピーター的なアンケートについては、実施していない状況もございますので、それにつきましては、当然、今質問委員言われますような形の手法を取り入れながら、筑穂に限らず、今買い物ワゴンの試行につきましては、将来的な全市的な地域運行に対する市民ニーズ、そういう把握の観点も、当然目的として考えていますので、その点も踏まえまして、市民意見として受けとめた中で、地域振興課と共同で次期見直しに向けた交通体系を構築していきたいと考えております。

○川上委員

予約乗り合いタクシーは11台です。それで、委託先、金額、入札はどうなっているかも、あわせてお尋ねします。

○地域振興課長

まず入札かどうかということに関しては、入札で、これに関しては決めております。飯塚東、庄内につきましては委託先は庄内観光、金額は441万9767円。鎮西は、庄内観光、441万9767円。筑穂、これは3台でございます。庄内観光、1326万3953円。二瀬は総合交通、441万9767円。鎮西・二瀬につきましては総合交通、441万9767円、颯田、鯉田、441万9767円、颯田、鯉田につきましては安全タクシーでございます。幸袋、幸袋タクシー、441万9767円。穂波、2台で穂波タクシー、884万1860円でございます。

○川上委員

全て441万円というのはどういう事情ですかね。

○地域振興課長

これは1台当たりの単価が441万9767円ということでございますので、これで入札し

たとえられます。

○川上委員

例えば、飯塚東はどういう入札をしたんですかね。予定価格公表、最低制限価格公表、なんですか。それで何者、応札があったのか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:04

再 開 14:20

委員会を再開いたします。

○地域振興課長

入札方式につきましては、予定価格を公表しまして、入札、札を入れさせたというふうなことでございます。

○川上委員

落札率は何%ですか。

○地域振興課長

各地区にそれぞれ1者ずつということでございますので、その予定価格に消費税を掛けたものが、この金額になっております。落札率は100%でございます。

○川上委員

副市長、そしたら、こういうことですかね。1者入札の100%落札ということですかね。

○地域振興課長

そのとおりです。

○川上委員

これは、今の市の方針とは、どういう関係がありますかね。

○副市長

現在、本市は1者入札は行っておりません。ただ、この際、早く業者を決定しなくてはいけませんでした。申し込みを受けたときに、それぞれに1者しかなかったけれど、待っていたら、当然その分、市民の方に迷惑をかけますので、1社入札も仕方ないというような判断もしながら、入札をさせていただいております。

○川上委員

これは業者選考委員会で確認した入札だということですかね。

○副市長

委託役務等については業者選考委員회에諮っておりますので、我々のほうで、決裁のほうで決定させていただいております。

○川上委員

この件については、また機会を捉えて質問させていただきます。以上、終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、「健康づくりについて」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

○健幸・スポーツ課長

それでは、「健康づくりについて」ご説明させていただきます。本市においては、本年3月に健康増進法第8条に基づく健康増進計画とともに、食育推進計画、がん対策推進計画、母子

保健計画の4つの計画を一体的な計画とした飯塚市健康づくり計画を策定いたしました。また、同じく本年3月にまちづくりの視点、特にまち・ひと・しごとの地方創生の考え方を踏まえ、分野横断型の総合的な施策を推進するため、第2次いつか健幸都市基本計画を策定し、健康寿命の延伸を目標に、生涯にわたり生き生きとした健幸社会の実現に向け、各種施策の取り組みを実行することといたしております。その取り組み内容について今回、健康づくりという場合、いろんなテーマがございますけれども、体の健康づくりを中心に、その関連事業につきましてご説明をさせていただきます。

資料1ページをお願いいたします。まず運動指導等事業は、こちらのほうは運動指導員等が中心となって行っている事業です。2ページ目に健康相談事業、こちらがございますけれども、こちらのほうは保健師等が中心となって行っている事業とで区分をさせていただいております。当然、中には一緒に事業を行っているものも多くありますけれども、事業の区分として記載をさせていただいております。1.運動指導等実施状況についてご説明をいたします。(1)の運動指導事業をお願いいたします。この事業は、運動指導員等による実技を中心に、個々のレベルに応じたメニューや正しい運動方法を実践し、習慣化を目指すというものでございます。昨年度はウォーキング教室を初めとする7事業を実施し、延べ8555人の方に参加いただいております。実施場所といたしましては、健康づくりの拠点施設であります健幸プラザを中心に、交流センターや福祉センターなど市内各所においても実施をいたしております。資料におきましては、左から事業名、会場、そして内容、そして今年度の開催予定、次に6月末までの開催状況、そして、昨年度の実績を記載いたしております。事業内容といたしましては、高齢者が中心となるウォーキングや手軽にできる体操、筋力低下を防ぐロコモ予防体操など、運動強度の比較的低い運動とともに、健康運動教室では、エアロビやヨガなど、幅広い世代で参加できる教室を開催いたしております。体力づくり事業、こちらのほうにおいては、まず体力測定を行い、その方にあったトレーニングメニューを作成するとともに、運動指導、栄養指導を一緒に行うというものでございます。

次に、(2)運動啓発事業をお願いいたします。この事業は、脚筋力測定や体組成測定などをイベント的に開催、または他のイベント開催時にあわせて開催をし、体験者に運動習慣の必要性などを感じてもらい、その後、運動するきっかけづくりを行う事業となっております。また、健幸ウォーキング大会はウォーキングに参加していただき、その後の習慣化につなげていただきたいと考え、啓発事業として開催をいたしております。例年開催しておりますこの健幸ウォーキング、昨年は雨のため中止となりましたけれども、今年度も例年どおり3月に開催を予定いたしております。脚筋力測定や体組成測定では、測定器を用いて参加者の筋肉量や体組成を測定し、その結果に基づいて運動指導を行います。ご自分の体組成や筋肉量を数値として、こちら数値として出ますので、同年代の方と比較してどうなのか、また自分で弱いところを知っていただくとともに、定期的に測定していただければ、弱くなっているところが自覚でき、体を動かすということの重要性、必要性を理解していただきやすくなり、その後の運動習慣へつながるものと考えております。この脚筋力測定や体組成測定は、各地区交流センターやイオン穂波店ほか市内各所で行い、全38回、延べ1491人の方に参加いただいております。そのほかに、昨年度はご家庭でも簡単にできる運動教材として体操DVDを作成し、高齢者施設等に配付をいたしております。

資料2ページをお願いいたします。本市の健康相談事業等実施状況についてご説明をいたします。(1)健康相談事業でございます。この事業は、血管年齢測定や血圧計などの測定機器を用いて、その結果によって生活習慣での指導とともに、心身の健康に関する個別の相談を受ける事業でございます。毎月1回の健幸プラザで実施するまちなか健康相談とともに、穂波イオンやJAのイベントのとき、集客力のあるところへ職員が出向き、実施をいたしております。昨年度のイオン穂波では年に5回、運動栄養相談とあわせてふれあい広場で実施し、延べ

816人の方に参加をいただいております。

(2) 健康教育事業をお願いいたします。この事業は保健師、栄養士、運動指導員による生活習慣改善や健康に関する正しい知識の習得を目的に実施しているものでございます。昨年度は、生活習慣病予防教室では、健幸プラザにおいて1クール4回を2セット実施いたしました。延べ107名の方に参加いただいております。今年度は、1クール3回の2セットを実施する予定でございます。また働き盛り世代の健康出前講座、こちらは事業所に出向き、生活習慣病等の講話、それと血圧や血管年齢等の測定、そしてアドバイスを行うというものでございます。昨年度は2回事業所に出向いております。

(3) 健康啓発事業をお願いいたします。この事業は、自治会や団体などの依頼により開催するニーズ健康啓発事業です。昨年度は市内各所で年間に16回、延べ469人の方に健康測定、相談事業を実施いたしております。本年度は、県の高齢者就労相談事業にあわせまして、商店街の百緑市での健康測定相談を実施いたしております。

(4) 食育事業をお願いいたします。健幸レストラン事業は、食育推進計画の食育の基本方針である食を通じた健康で豊かな人間性の実現、安心で安全な食生活の実践に資するため、飯塚市食生活改善推進員の皆さんと一緒に共同事業として実施をいたしております。毎月1回、健幸プラザの多目的ホールにおいて、1食500キロカロリー前後のヘルシーランチ80食を1食500円でレシピとともに提供いたしております。昨年度はリピーターを含め延べ1084人の方にご参加をいただいております。健幸ポイント事業です。こちらのほうは健康づくりに対して無関心な方に対する行動変容を促す方法として、健幸ポイント事業を実施いたしております。市主催の健康づくり事業などに参加するとポイントを付加し、一定ポイントを満たすとインセンティブとして商品がもらえるというものでございます。本年度は、健康ポイント合計30ポイントをためた方へのインセンティブとして、2千円の商品券を抽選で400名の方に送付する予定でございます。昨年度は519名の方に応募いただきました。応募によるアンケートでは、そのうち約82%以上の方が健康づくりへのきっかけとなったという回答をいただいております。事業の効果は高かったものと評価いたしております。

資料の3ページをお願いいたします。資料3ページから4ページにかけては、本市が健幸プラザほか5カ所に設置いたしておりますトレーニング室の利用状況をお示ししております。昨年度は延べ15万6024名の方にご利用をいただいております。資料中、飯塚第1体育館の利用が大きく減少しておりますけれども、これはカウントのとり方の変更によるもので、基本、1時間制となっておりますけれども、2時間利用した場合に、これまでは2回としてカウントいたしておりましたけれども、これを1回として改めたことが大きな減少の要因となっております。全体でのトレーニング室利用を考えると、平成26年度、5年前でございますけれども、このときと比較しますと、その当時が11万3317人となっておりますことから、約4万3千人が増加しているという状況でございます。健康に関心を持ち、実践している人が、これだけ増加しているものと考えております。以上で「健康づくりについて」の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

本件については引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から2件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「白旗山におけるメガソーラー開発について」報告を求めます。

○環境整備課長

「白旗山におけるメガソーラー開発について」ご報告いたします。資料「白旗山におけるメガソーラー開発について」をごらんください。株式会社一条工務店より事業を承継しております合同会社アサヒ飯塚メガソーラーが二瀬地区周辺住民を対象とした説明会を、7月27日土曜日、13時より二瀬交流センターで開催し、約120名の参加がありました。また、幸袋地区周辺住民を対象とした説明会を同日17時より幸袋交流センターで開催し、約100名の参加がありました。冒頭、事業者より、事業者及び施工業者の紹介、工事概要、事前に集約した質問に対する回答などの説明があり、その後、資料の中段以降に記載していますような内容として、調整池について、排水について、パネルについて、一条工務店との引き継ぎについて、再度の説明会開催の要望についての質疑応答がありました。市としましても、排水や一条工務店からの引き継ぎについての説明が不十分であり、住民の質問に対して、後日回答するとした内容も多かったことから、事業者に対し、再度の説明会の開催を要望しているところです。以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

私は二瀬の住民説明会と幸袋の住民説明会、両方参加しておりました。発言もしたわけですが、報告がありましたけれども、業者のほうは事業説明ということでもあったんですけど、工事の説明会ということもあったんですね。それで工事の説明については、紙はありましたけど、そのスケジュールが全然出してなかったんですね。これは、市としてはどういうふうに評価していますか。

○環境整備課長

当然、事業に入られる前は、いつから入るといような説明があつてしかりだというふうに思っております。また質疑の中でも、そういう質問もありまして、その工程については、後日、何らかの形でお知らせするといような形で言われておりますので、市民のほうには十分そういうところの説明をお願いしたいというふうに思っております。

○川上委員

それで、先ほど報告があつたように、持ち帰って検討して、ご回答したいと。回答の方法は、住民説明会には限らない、住民説明会をするかどうかを検討しますといようなことだったと思いますけど、間違いはないですかね。

○環境整備課長

そのとおりでございます。

○川上委員

その際に、住民の方からは、口々にそれまでの間、工事着工ということは認められないがといことだったんですね。これに対しては、ちょっとよくわかりにくい答弁だったんですけど、飯塚市としてはどう受けとめましたか。

○環境整備課長

その説明会で説明された内容としましては、説明会の開催は持ち帰って検討すると。その検討した結果は、何らかの形でお答えすると、説明会を開催するか開催しないか。その回答までは、着工には入らないといような回答をされております。

○川上委員

回答までは着工しないということでしたかね。そうすると、回答というのは、どういう形で回答するかは検討しますといことだったと思うけど、その後、飯塚市としてアサヒ飯塚メガ

ソーラーに対して、こういうふうに回答してもらいたいというようなことを言ったことがありますか。

○環境整備課長

この7月27日の説明会を受けまして、これが土曜日でしたので、翌開庁日の月曜日に部長とも相談しまして、うちとしてどう対応するかということで、これも先ほどの説明の中にも入れましたように、事業者に対して再度の説明会の開催の要望をいたしております。その後、実際ちょっとうちのほうとも、直接会ってうちの思いとかいうのも伝えたいということもありまして、お盆明けの20日もしくは21日あたりで来庁していただいて、面と向かって、いろんな話をさせていただこうというふうに思っております。

○川上委員

副市長、飯塚市長としては、住民の合意のない開発は困りますよと、やめてもらいたいというのが、前市長以来の基本的スタンスだと思います。それで、これを許すとどうなるかということなんですよ。許すとどうなるかというのは、幸袋側のノーバル・ソーラーのほうで、残念なことに実証されてしまったということになっていると思うんですよ。あれは、飯塚市が条例に基づく住民説明会の再開を求めておったところ、市議会議員が来るんだっただめだというように見当違いのことを言ったりして、それに対するきちんとしたその返事が飯塚市からないからというようなことなんでしょう。説明会をやらないまま、伐採を始めていったわけですね。もう御承知のとおりですけれども、許可条件違反に事実上なっているわけですね。9つの農林地開発許可に当たっての条件の2番目に、防災施設を本工事に先行して整備することとなっているわけですよ。ところが、現実には4つの理由をつけて、これは理由を付けてというか、これは後で言いわけを業界誌に言っているだけなんですけれども、こういう事情で森林伐採をやってしまいましたと。根っこは抜いておりませんかと言っているわけですけれども、その理由の1番目が、文化財に関する試掘を飯塚市にしてもらいましたと、教育委員会に。ごく一部やっているわけですね。それから2つ目の理由が家庭用の一般ごみが不法投棄されておったと。その全量把握のために、森林を伐採しましたと。3つ目が、地質調査のために伐採しました。それから地形調査のために伐採しましたということを、業界誌の記者のインタビューに答えているわけですよ。だから、調整池も間に合いませんでしたみたいな書きぶりですよ。これに対して、福岡県は私も地元の方と7月26日の午前に行きました。これに対して、福岡県農山漁村振興課が相手でしたけれど、係長がだまされた感がありますと言いました。それから、取り消しを言うくらいのテンションで、強く指導しましたという言い方なんです。現実には、顛末書だとかいろいろ言っていましたけれど、顛末書じゃないんですよ。結局、変更計画書を提出させたというだけなんです。まだ中身を見てないからわかりませんが。要するに、やったんですねと、怒りますよと、でも木は元に戻りませんから、変更計画を出してくれということで追認なんです。折りから、もう梅雨が来るとわかっている時期ですからね。きょうだって、どうなるかわかんないですよ。7、8、9月とか台風が来るわけですから。だから福岡県が、この許可条件に違反すれば、取り消すことがありますよと書いてありますよ。実際に林地開発の指導のフローチャートを見れば森林法の第10条の3で、以下の場合については、開発中止命令または復旧命令と。無許可でしょう、それから、計画、許可条件違反、それから、不法な手段で許可を得たものということになっているんだけど、2に該当するのは、もう明らかなんです。でも、現実には、10条の3の監督処分というんですけれども、これは該当しないでしょうという立場なんです、福岡県が。住民と会ったときは今言ったように言うんですよ。だまされましたとか、それから取り消しを言うくらいのテンションでとかね。こういう福岡県、許可した側がそういう立場ですから、飯塚市は、まちづくりの方針と整合性が図れていないので、ということを書き出した立場から言えば、根本矛盾がある中で、まともな指導もできない福岡県が目の前に、もう一度立ち上げたということになっているわけですよ。今、

市民の生命財産が今の瞬間も脅かされ続けているというふうに私は思っているんですけど、そここのところの認識が共有できるか、お尋ねします。

○環境整備課長

県のお話、委員からもいろいろ聞かせていただきまして、私どもも6月13日に1回、県のほうにいろいろ情報提供なり、いろいろ確認に行ったわけなんですけれども、実際、その後は県の許可、林地開発許可というのが、うちの部署でいけば、農林振興課のほうを担当ということで、お互いのところから質問をいろいろ農山漁村振興課にしていたこともあって、窓口は一本にしてくれということで、今、農林振興課のほうにいろいろ聞きたいところを県のほうに聞いている現状があります。そこで、私どもが6月13日に行ったときには、今の現状も把握し、これは先ほど委員が言われました根っこを掘っていないので、これは現状認めているというような話を聞いた中で、また農林振興課から県のほうで確認されたことに関しては、その辺は2次工事に入っていたので、変更許可を出させたというような、私どもが聞いた内容とちょっと違った内容が聞かされております。そういったところで、現状として県のほうが、今後しっかりとした指導を行ってもらいながら、事業者としましては、安全な事業を行いながら、市民のほうに適切な事業の周知と言いますか、コミュニケーションを図っていただきたいというふうに思っております。

○川上委員

市民の生命財産に、この金もうけ優先の業者が、何ら無頓着にいろいろ口実つけて、その森林伐採を先行させたというのは、大変けしからんことだと思うんだけど、普通のことではなく、直接生命財産にかかわることで、自分が許可条件を与えて、違反したら取り消すこともありますよとまで書いている。もう6月27日の一般質問でも言いましたけれど、明らかなかわけですよ。それ見たときに、先ほどの顛末書ではなくと言いましたけれど、提出されたのは顛末書ではなく、変更防災計画であるというわけです。福岡県が顛末書を要求したわけじゃないんですよ。変更防災計画を出させたというだけなんです。権限としては、命令がかけられるんですよ。復旧命令もかけられるんですよ。凍結させて、木を植えさせるとかできるんですよ。ほかにいろいろ悪事を働いた業者に対して、追認、追認としてきたことあるけど、このように、市民の生命財産が直接かかわるようなことで、こんなことを福岡県にされたことは、いまだかつて、ないんじゃないかと思うけど。副市長、行政職員として長い歴史があるけど、どう思われますか。往々にしてありましたか。

○市民環境部長

今、委員がご指摘のとおり、県への報告につきましては、飯塚市は窓口を一本化しなさいという県のほうから言われまして、経済のほうで出向いて行っておりますけれども、こういう状況になったということは、私どもでは、把握がなかなかできないところでございます。さっき言われたような理不尽なことを県からされたかということは把握できておりません。

○川上委員

わからんということをわざわざ手を挙げて、答弁せんでもいいです。副市長が歴史が長いわけだから。副市長が記憶にあるか、ないか。

○副市長

そういう記憶は、ちょっとございません。

○川上委員

ないですよ。私も議員になって、十何年ぐらいしかないけれども、過去の市のいろんな会議録とかと読んでいるけど、いろんな不穏なことあっていますよ。旧飯塚市以外でも特別委員会つくったりして、やったことあるけど。ここまで、命にかかわる問題で、特定の業者に福岡県が追従して、特別扱いして、飯塚市民に泣いてくれというのは例がないんです。しかも同時的に、筑穂地区馬敷の金比羅山でも同じことが行われているわけですよ。調整池を2つ作ら

ないかんに、1つはつくりましたと。切っていいですよと、県が言いましたと言って切っているわけですね。県は言ってませんとか言っているわけですよ。1人の担当は。いやその担当ではなくて、この担当から切っていいって言われたって言ったら、その担当のほうはもの言えないっていう。だから、でたらめなんですよ。福岡県の農山漁村振興課。だから、ここに対して、市民の生命、財産を守る立場でノーバル・ソーラーについて、きちんとしたことをやれというふうに、飯塚市は言わなければ、そのアサヒ飯塚メガソーラーに戻りますけど、同じようなことを、業者は学んでますから、あのくらいやってもどうもないんだなということになると思うんだけど、このノーバル・ソーラーのことをきちんとと言って、アサヒ飯塚メガソーラーを着工させるなど回答するまでは着工しないと言ったらしいけど、そういう認識だけど、20日か21日に、はい、回答というふうに渡して、25日からいきますよとかいうかもしれんわけでしょう。森林伐採の下請業者も決まっているらしいじゃないですか。だから、ノーバル・ソーラーのこともまともじゃないのに、指導しきらんのに、絶対、着工させたらだめだというふうにすぐ言ってもらいたいと思うんだけど、どうですかね。

○市民環境部長

お盆明けに20日か21日に、私自身が業者の代表の方とお会いしますので、しっかりとその旨は伝えていきたいと思えます。

○川上委員

絶対に着工するなどと言ってくださいね。それで、それは業者に言うことなんですよ。私がさっきから言ってることは、福岡県に飯塚市が言うのが効果的じゃないかということ言っているわけです。ここはもう市長とか、副市長という方が、飯塚市のたすきをかけて行くぐらいで本当にいいんじゃないかと思うんですよ。副市長、どうですかね、よく市長と相談してください。

○副市長

担当部署も一生懸命やっておりますので、担当部署ともいろいろ協議しながら、もちろん市長とも協議しながら、福岡県には申し入れをしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○川上委員

心強い答弁ですよ。やっぱり、命がかかっていますからね。それと、アサヒ飯塚メガソーラーのことについてはもう一つ、一般質問でも申し上げましたけど、B調整地の予定敷地になっておる中に、元日鉄の用地、鉦害賠償支払い登録済みの土地があつてという話。これについて、環境整備課は対応したんですかね。日鉄あるいは福岡県に、元日鉄用地のことについて、安全を確認して許可したのかということのことについては、担当課、そちらでしたかね。

○環境整備課長

これは土木管理課のほうが、窓口になって確認をされているところです。

○川上委員

それは日鉄に行ったということですかね、土木管理課が。

○環境整備課長

そのとおりです。

○川上委員

私も日鉄に住民の方と行ったんですよ。その日の午前に行きました。午後、土木管理課長が行っているんですよ。その後、回答がされたらしいけど、最終的に売った土地について、いろいろ言われませんというような話だったけど、鉦害賠償支払登録されている土地ということは否定していませんからね。否定しようがないんですね、それについては。その後、副市長、私が入手した資料で、2015年12月に森林審議会が最初あったわけです。ここの特徴は、飯塚市長の文書が正式な飯塚市長名の文書、齊藤市長名の文書が審議委員に配られずに、部会で

了承ということになっていたのを午後から行われた総会の場で、そのことを傍聴席から、私含めて指摘して、何で配らないのかという話になって、重要な文書を配付することなしに了承させたということで、部会差し戻しになったんですよ。そして、翌年2016年3月にもう一度、森林審議会が異例ですけれど行われて、3月に一条工務店に対して、林地開発の許可が出るという流れのときに、2回目と思われる審議会の前に、事前説明資料というのがあって、それを手に入れたんですよ。そうすると、日鉄のひしゃく型の土地の中には、坑道は確認できませんでしたと書いてあるんですよ。じゃあどこをボーリングしたのかということになるんですけど、例えば、これが日鉄の土地とするでしょう、鉱害賠償登録済みの。ボーリングポイントは、ナンバー6はここ、ナンバー7はここ、ナンバー8はここ、という感じなんです。それは説明資料で、確認できるんです。こんなところに打って、坑道の有無がわかるわけがないと思うんです。どうしても坑道を探したいんだったら、メッシュに切って、探しますよね。探さなくても、日鉄に聞けばわかることだと思うけど。でもこういうふうに言っていると。これはもともと、よく見てみると、地質調査のためのボーリングなんですよ。坑道探しのボーリングでも何でもありません。だから、これが坑道探しのボーリングというのであれば、虚偽に当たらないかと。それを見抜けないはずがない福岡県が、それでいいですよというふうに許可したのであれば、行政手続上瑕疵があり、先ほど紹介した監督処分対象の3、不正な手段によって許可を得たものということに該当する可能性すらあるかなと思うわけですよ。ですから、福岡県に工事のことを申し入れようというふうには、着工するなというふうには申し入れようとおっしゃったんだけど、その時には監督処分対象の3に該当するのではないかとということもあわせて言っていたらどうかと。実際に坑道があるか、ないかはわかりませんよ。こういう手法でやるのが、手段でやったこと自身が、監督処分対象になるのではないかとという見方です。実際にあるかないかについては、私は二瀬交流センターで行われた住民説明会のときに、排気口とかがここにあるんじゃないのかというように聞いたんです。そしたらアサヒ飯塚メガソーラー側の工事担当の瀬戸内工建の方が通気口があるというふうに聞いておりましたと。ここかと聞いたら、そのあたりですというあたりで、そこは特定しませんでした。だからそうなってくると、坑道があって、承知の上で工事すると、それがわからない、あるいは隠していて工事をするのでは、危険性が全然違うでしょう。これはそういうことですけど。主には、不正な手段によって許可を得たものに、その一条工務店が該当するのではないかと。アサヒ飯塚メガソーラーはそのことは知らないんですね。詳しくは引き継いでないから。責任はないという意味ではもちろんありませんけど。だから、変な土地をアサヒ飯塚メガソーラーは、36円に目くらんで手に入れてしまった可能性がある。ですから、申し入れのときに、このB調整地のこの問題についても監督処分対象になるのではないかとということも、あわせて言ってもらいたいと思うんですけど、どうですかね。

○環境整備課長

先ほども申しましたけれども、県の林地開発許可に関しましては、農林振興課が該当しておりますので、そこも協議をいたしまして、協議してまいりたいと思います。

○川上委員

副市長が、市長、担当部長と協議して申し入れをしようというふうに言われておりますので、ぜひお願いします。それと、最後にしようと思うけど、幸袋交流センターでの説明の折にアサヒ飯塚メガソーラーの職務執行者の申 東海さんという方が、住民からの質問に答える形で、20年後、パネルを撤去して撤退するか、能力落ちるだろうけど、そのまま維持して発電を続けるかは、今後考えますと。もし、パネルを片づけて、片づけ先がないんですけど、片づけて撤退した場合は、せっかく優良な土地ができていますので、飯塚市さんに買収してもらいたいというようなことを言ったわけですよ。それで、私が手を挙げて、申さんに飯塚市の誰と話をしたのかと聞きました。話していないと言うんですよ。話していないのに、こんなところで言うわ

けないでしょうと話したら、やっぱり話してないと言うんだけど、話してないですか。飯塚市としては。

○副市長

その話は初耳です。

○川上委員

それで、私がこう言ったんです。そのとおりに言ったわけではありませんけど、2016年の6月議会で、齊藤市長でしたけれど、一条工務店と悠々ホームの社長に直接会って、困ると、飯塚市は。だから開発中止してくれというのを直接求めてくださいと。その際に、この山をどうするのかということになりますから、一条工務店というのはこういうふうに静岡県と浜松市に対して、津波対策のために、聞かれたことあると思いますけど、巨額の寄附を協定結んだことがあるんですよ。そういうのをつくるとかえって危ないとかいう住民の皆さんの声も確かにあるんだけど、それほどのことをした業者なので、撤退した後、その山を飯塚市に無償で寄附したらどうかというふうに申し入れたらどうかと言ったんですよ。それはさすがに直接返事はなかったけど、とにかく市長に、向こうの社長に会いましょうという行動はとられたわけですよ。そのことを言ったんです。そのぐらいだから、アサヒ飯塚メガソーラーも撤退して、飯塚市に寄付するとか考えませんかというふうに言ったんです。そしたら、私が聞き間違いじゃなくければ、申 東海さんが、日本語はあんまり上手じゃないんですけどね、川上先生が熱弁を振るわれましたので、持って帰って相談すると言ったんですよ。それで、市長がきょうおられればよかったんだけど、3年前のことなんだけど、やっぱり今の局面で中止を申し入れて、着工するのはもちろんですけど、中止を申し入れて、市に寄附せよと。あと維持費がかかったりとか、政策的な意味合いがいると思うんですよ、自然公園にするとか、そういうのはいると思うけど、そうしたことも、この際、考えてもらいたいと思うんですね。そうでなければ、ノーバル・ソーラーの事態になるわけですからね。これは要望にしておきます。以上で終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「令和元年台風5号に伴う大雨による被害状況等について」、報告を求めます。

○防災安全課長

令和元年台風5号に伴う大雨による被害状況等の報告をさせていただきます。7月21日に、台風5号と梅雨前線の影響により飯塚市で大雨となったことによる被害状況等について、提出しております資料に沿って概要を報告いたします。なお資料につきましては、現在調査中の部分もありますので、今後変わり得ることが考えられますが、7月24日現在の数値としてご理解いただきますようお願いいたします。

1 ページ目をお願いいたします。災害被害状況については、上から人的被害の順にそれぞれの区分ごとに飯塚市全体の被害数を記載しております。まず、人的被害についてはございません。次に、住家1棟、非住家2棟の被害が確認されております。非住家については納屋でございます。続きまして、道路の冠水1カ所、のり面崩壊等5カ所、河川の施設・設備損壊11カ所、護岸崩壊6カ所、がけ崩れ5カ所、農林業施設29カ所となっております。なお、発生箇所につきましては表の右側の特記事項に記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。次に、表の下段にあります災害警戒準備室については、日時を記載しております。

2 ページをお願いいたします。行動記録については、7月21日3時43分に発令された大雨警報から記載しております。災害警戒準備室は6時18分に設置し、班長会議を3回開催しております。避難情報については、土砂災害の関係で11時45分、内野地区に避難準備・高

齡者等避難開始を発令しております。20時20分に土砂災害警戒情報の解除を受け、内野地区に発令していた避難準備を解除いたしました。20時46分、洪水警報の解除を受け、災害警戒準備室を解除しております。

3ページをお願いいたします。降雨量及び水位等調べについては、遠賀川の川島観測所のデータを記載しております。21日6時から掲載し、ピーク時は11時の4.5メートルでございました。

続きまして4ページをお願いいたします。各排水機場等の運転については一覧表にしております。運転につきましては21日のみとなっておりますので、それぞれの施設について、開始時刻と停止時刻をご確認をお願いいたします。以上、簡単ですが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

以上をもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。